

第十六回国会 通商産業委員会 議録 第二十一号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小平 久雄君 理事 福田 一君

理事 長谷川四郎君 理事 永井勝次郎君

理事 首藤 新八君 小川 平二君

田中 龍夫君 土倉 宗明君

笹本 一雄君 柳原 三郎君

山手 滿男君 加藤 清二君

齋木 重一君 中崎 敏君

山口シヅエ君 始関 伊平君

川上 大貫一君

出席國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員 古池 信三君

通商産業政務次官 松尾泰一郎君

通商産業事務官 中野 哲夫君

通商産業事務官(企業局長) 葦澤 大善君

通商産業事務官(重工業局長) 川上 爲治君

通商産業事務官(鉱山局長) 出雲井正雄君

委員外の出席者 専門員 谷崎 明君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

委員外の出席者 出雲井正雄君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 谷崎 明君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

委員外の出席者 出雲井正雄君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 谷崎 明君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

委員外の出席者 出雲井正雄君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 谷崎 明君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

委員外の出席者 出雲井正雄君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 谷崎 明君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

委員外の出席者 出雲井正雄君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 谷崎 明君

通商産業事務官(企業局長) 専門員 越田 清七君

会議録 井田支部長田中孝義(第九四八号)

国内万年筆の規格表示の実施撤廃に

関する陳情書(東京都北区十条仲原

二百八十六番地東日本万年筆協議会

代表川口貞太郎外一名)(第九四九

号)

日中貿易促進に関する陳情書(全国

市長会会長中井光文)(第九八五号)

中小企業金融対策の拡充強化に關す

る陳情書(岐阜県町村長会長渡邊榮

一)(第一〇二〇号)

只見川電源早期開発に関する陳情書

(新潟県町村長会議長小松正倫)

(第一〇二二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

商工會議所法案(小平久雄君外三十三

名提出、衆法第三二二号)

武器等製造法案(内閣提出第四四号)

○大西委員長 これより会議を開きま

す。

本日は、まず商工會議所法案を議題

としたし、まず提出者より提案理由の

説明を求めます。小平久雄君。

商工會議所法案

商工會議所法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 商工會議所

第一節 通則(第六条―第八条)

第二節 事業(第九条―第十四

条)

第三節 会員及び特定商工業者

(第十五条―第二十三条)

第四節 設立(第二十四条―第

三十四条)

第五節 管理(第三十五条―第

五十六条)

第六節 監督(第五十七條―第

五十九條)

第七節 解散及び清算(第六十

第三節 会員及び特定商工業者

(第十五条―第二十三条)

第四節 設立(第二十四条―第

三十四条)

第五節 管理(第三十五条―第

五十六条)

第六節 監督(第五十七條―第

五十九條)

第七節 解散及び清算(第六十

条―第六十三條)

第三章 日本商工會議所(第六十

四條―第八十條)

第四章 雜則(第八十一條―第八

十六條)

第五章 罰則(第八十七條―第九

十一條)

附則

第一章 總則

(法律的目的)

第一条 この法律は、国民経済の健

全な發展を図り、兼ねて国際経済

の進展に寄与するために、商工会

議所及び日本商工會議所の組織及

び運営について定めることを目的

とする。

(人格及び住所)

第二条 商工會議所又は日本商工会

議所(以下この章、第四章及び第五

章において「商工會議所等」とい

う。)は、法人とする。

2 商工會議所等の住所は、その主

たる事務所の所在地にあるものと

する。

(名称)

第三条 商工會議所等は、その名称

中に商工會議所又は日本商工会議

所の文字を用いなければならない

い。

2 商工會議所等でないものは、そ

の名称中に商工會議所等であるこ

とを示す文字又は商工會議所等と

誤認させるような文字を用いては

ならない。但し、特別の必要があ

る場合において、通商産業大臣の

許可を受けたときは、この限りで

ない。

(原則)

第四条 商工會議所等は、営利を目

的としなければならない。

2 商工會議所等は、特定の個人又

は法人その他の団体の利益を目的

として、その事業を行つてはなら

ない。

3 商工會議所等は、これを特定の

政党のために利用してはならな

い。

(登記)

第五条 商工會議所等は、政令の定

めるところにより、その設立、従

たる事業所の新設、事務所の移転、

解散、清算人の就任、清算の結了

等の各場合に、登記をしなければ

ならない。

2 前項の規定により登記をしなけ

ればならない事項は、登記の後で

なければ、これをもつて第三者に

對抗することができない。

第二章 商工會議所

第一節 通則

(目的)

第六条 商工會議所は、その地区内

における商工業の総合的な改善発

達を図り、兼ねて社会一般の福祉

の増進に資することを目的とす

る。

(定義)

第七条 この章において、「商工業

者」とは、自己の名をもつて商行為

をすることを業とする者、店舗そ

の他これに類似する設備によつて

物品を販売することを業とする

者、鉱業を営む者、取引所、商法

(明治三十二年法律第四十八号)第

五十二条第二項の会社、有限会社

及び相互会社をいう。

2 この章において、「特定商工業

者」とは、別表の上欄に掲げる商工

會議所の地区内において、第二十

六条の場合においては創立總會終

了の日、その他の場合においては

その商工會議所の毎事業年度開始

の日(以下この項において「基準

日」という。)に引き続き六箇月以

来営業所、事務所、工場又は事業

場を有する商工業者のうち、左の

各号の一に該当する者をいう。

一 基準日の一年六箇月前の日の

属する年又は基準日の一年六箇

月前の日の属する事業年度から

基準日の六箇月前の日の属する

事業年度の直前の事業年度まで

の間の事業年度に係るその商工

會議所の地区を区域に含む都道

府県における事業税又はその商

工會議所の地区内の市町村にお

ける鉱産税として、基準日まで

に納付し、若しくは納付しなけ

ればならないことが確定した税

額が、それぞれ同表の中欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

一 基準日における資本金額又は払込済出資総額がそれぞれ同表の下欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

第八條 商工会議所の地区は、市(都)の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの、以下同じ)の区域とする。但し、工業の状況により必要があるときは、果の区域、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域とすることができ

2 前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八條第一項第一号から第三号までに掲げる要件を備えたものでなければならぬ。但し、工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工会議所の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

第二節 事業

(事業の種類)

第九條 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三 商工業に関する調査研究を行うこと。
四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
五 商品の品質又は数量、工業業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。

六 輸出品の原産地証明を行うこと。
七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。

十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。
十一 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。
十二 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
十三 商工業に関する、相談に応じ、又は指導を行うこと。
十四 商工業に関する、商工業者の信用調査を行うこと。

十五 商工業に関する、観光事業の改善発達を図ること。
十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
十八 前各号に掲げるものの外

商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第十條 商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基づいて、前項に規定する期間の延長をすることができ

3 通商産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならぬ。

4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。
5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならぬ。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第十一條 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならぬ。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならぬ。
3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は傍用してはならない。

第十二條 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができ

2 商工会議所は、負担金について特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

これら拒んではならない。

第十四條 商工会議所は、定款の定めるところにより、使用料又は手数料を徴収することができる。

第三節 会員及び特定商工業業者

第十五條 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

2 左の各号の一に該当する者は、会員たる資格を有しない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 破産者で復権を得ない者
三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(加入)

第十六條 商工会議所は、会員たる資格を有するものが商工会議所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工会議所に加入しようとするものは、加入につきその商工会議所の承諾を得、且つ、加入金及び会費を納めたときに、その商工会議所の会員となる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(表決権、選挙権及び被選挙権)
第十七條 会員は、定款の定めると

ころにより、表決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、表決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会議所に提出しなければならない。

(会費)

第十八条 会員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(過怠金)

第十九条 商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができる。

(会員権の停止)

第二十条 商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、その権利の行使を停止することができる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退)

第二十一条 会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において商工会議所を脱退することができる。

2 会員は左の事由によつて脱退す

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

(除名)

第二十二條 商工会議所は、左の各号の一に該当する会員を議員總會の決議によつて除名することができる。この場合は、商工会議所は、その会員に対して、その議員總會の会日の七日前までに、その旨を通知し、且つ、議員總會において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員

二 商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行った会員

三 その他定款で定める事由に該当する会員

2 第二十条第二項の規定は、会員の除名について準用する。

(特定商工業者)

第二十三条 特定商工業者に係る第四十一条第二項第一号の議員の選挙権は、各々一個とする。

2 商工会議所は、定款の定めるところにより、負担金の納入その他特定商工業者たるの義務を怠つた特定商工業者に対して、前項の権利の行使を停止することができる。

3 第十七条第二項及び第四項並びに第二十条第二項の規定は、特定商工業者について準用する。

(創立總會)

第二十四条 商工会議所を設立するには、会員たる資格を有する三十人以上のものが発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の十五日前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を會議の日時、場所及び議題とともに公告し、会員にならうとするものを募り、創立總會を開かなければならない。

3 前項の規定する公告は、定款で定める地区内における会員たる資格を有するすべてのものに対し、周知させることができるように、これを行わなければならない。

4 定款、事業計画及び収支予算の承認、その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の決議によらなければならない。

5 創立總會においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

6 創立總會の議事は、会員たる資格を有するもので、その会日まで発起人に対し会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

7 前項に規定する申出をしたものの表決権は、各々一個とする。

8 第十七条第二項から第四項まで、商法第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消又は無効の

規定は、創立總會について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替へるものとする。

(定款記載事項)

第二十五条 定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事業
- 四 地区
- 五 事務所所在地
- 六 会員たる資格に関する事項
- 七 会員の加入及び脱退に関する事項

- 八 会員の権利及び義務に関する事項
- 九 会費に関する事項
- 十 法定台帳に関する事項
- 十一 負担金に関する事項
- 十二 役員に関する事項
- 十三 議員に関する事項
- 十四 議員總會に関する事項
- 十五 常議員会に関する事項
- 十六 部会に関する事項
- 十七 事務局に関する事項
- 十八 経理に関する事項
- 十九 事業年度
- 二十 公告の方法

(設立の同意)

第二十六条 発起人は、創立總會終了後、遅滞なく、商工会議所の設立について、特定商工業者の過半数の同意を得なければならない。

(設立の認可)

第二十七条 発起人は、前条の同意

を得た後遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が左の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

- 一 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 二 その設立がその地区内の商業の振興に寄与するものであること。
- 三 その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役員を有すること。

(認可又は不可認可の通知)

第二十八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不可認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、不可認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第三十条 商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第三十一条 商法第四百二十八条(設立無効の訴)の規定は、商工会

議所の設立について準用する。

第五節 管理

(役員)

第三十二条 商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2 商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3 商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4 商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。

(役員の仕事)

第三十三条 会頭は、商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5 監事は、商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

6 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

(監事の兼職の禁止)

第三十四条 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員

の職を兼ねてはならない。

(役員の仕事)

第三十五条 会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。

2 副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3 専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

4 常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は、第四十一条第四項の議員の職務を行う者)のうちから選任し、又は解任する。

5 監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

6 理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

7 設立当時の役員は、前六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。

8 左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができる。

- 一 第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者
- 二 未成年者
- 三 禁こ以上の刑に処せられ、そ

の執行を終った日又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者

(役員の仕事)

第三十六条 役員の仕事は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員の仕事は、一年六箇月を超えてはならない。

2 役員は、再任されることができない。

3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

(規約)

第三十七条 商工会議所の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十八条 会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十九条 会頭は、通常議員総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、且

つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第四十条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、会頭に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(議員総会及び議員)

第四十一条 商工会議所に、議員総会を置く。

2 議員総会は、左に掲げるものをもつて組織する。

- 一 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員
- 二 部会が部会員のうちから選出した議員
- 三 前二号の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選出した議員

3 前項各号の各議員の数の比率は、政令で定める。

4 設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立総会において、選任する。

5 法人その他の団体であつて、第二項又は前項の議員となつたものは、定款の定めるところにより、議員の仕事を行う者一人を定め、商工会議所に届け出なければならない。

6 第三十五条第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員又は前項の議員の仕事を行う者となることができない。

7 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができない。

8 何人も、同時に、二以上の議員又は第五項の議員の仕事を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の仕事を行う者とを兼ねることはできない。

(議員の定数)

第四十二条 議員の定数は、三十人以上百五十人以内において定款で定める。

(議員の仕事)

第四十三条 議員の任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の議員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2 第三十六条第二項から第四項までの規定は、議員の任期について準用する。

(議員の解任)

第四十四条 議員総会は、その決議によつて、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

- 一 職務の遂行にたえないと認められる議員
- 二 会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた議員
- 三 商工会議所の体面を傷つけ、

又は商工會議所の目的遂行に反する行為を行つた議員
四 その他定款で定める事由に該当する議員

2 第二十条第二項及び第二十二条第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。

(議員総会の招集)

第四十五条 会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。

2 会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。

3 議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。

4 議員総会を招集するには、少くとも会日の七日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

(議員総会の決議事項)

第四十六条 左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、議員総会の議決を経なければならぬ。但し、第四号から第六号まで及び第九号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

一 定款の変更

二 解散
三 会費及び負担金並びに選挙に關する規約の設定、変更及び廃止

四 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止

五 事業計画及び収支予算の決定及び変更

六 会員の権利の行使の停止

七 会員の除名

八 議員の解任

九 その他定款で定める事項

2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十七條第二項及び第二十八條の規定は、前項の認可について準用する。

(議員総会の議長)

第四十七条 議員総会の議長は、定款の定めるところによる。

(議員総会の議事)

第四十八条 議員総会は、この法律に別段の定めのある場合の外、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議員総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々一個とする。

4 議員総会においては、第四十五条第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があつた場合には、この限りでない。

(議員総会の特別議決方法)

第四十九条 左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 議員の解任

(準用規定)

第五十条 第十七條第二項から第四項まで、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條(延期又は続行の決議)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工會議所法第四十九條」と読み替へるものとする。

(常議員会)

第五十一条 商工會議所に、常議員会を置く。

2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもつて組織する。

3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより、常議員会を招集しなければならない。

4 常議員会における常議員及び非常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)の表決権は、各々一個とする。

5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができ(常議員会の決議事項)

第五十二条 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一 議員総会に提案すべき事項

二 第四十六條第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて議員総会に附議するに及ばない緊急なもの

三 その他定款で定める事項

2 前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(準用規定)

第五十三条 第四十七條、第四十八條第一項及び第二項、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條(第一項後段を除く。)、第二百四十八條から第二百五十條まで、第二百五十二條並びに第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、常議員会について準用する。

(部会)

第五十四条 商工會議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善を遂行するために部会を置く。

2 会員は、会員の営んでいる事業に係る部会に属するものとする。

3 部会の種類、組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

(委員会)

第五十五条 商工會議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

(事務局)

第五十六条 商工會議所に事務局を置く。

2 事務局に、庶務を処理するため必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

第六節 監督

(届出及び報告)

第五十七条 商工會議所は、設立又は主たる事務所の移転の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届出なければならない。

2 商工會議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

(検査等)

第五十八条 通商産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するために必要な限度において、

商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求に応じ、これを示さなければならぬ。

(警告等)

第五十九条 通商産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによつてもなお改ざされなるときには、左の各号の一に掲げる処分をすることができ、

- 一 業務の一部の停止
- 二 設立認可の取消
- 2 通商産業大臣は、前項各号の処分をする場合には、関係都道府県知事及び日本商工会議所の意見を聞くものとする。

第七節 解散及び清算

(解散)

第六十条 商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

- 一 議員総会の決議
- 二 破産
- 三 設立認可の取消
- 2 会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に通商産業令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなればならない。

3 解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

(清算人)

第六十一条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第六十二条 清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることをできないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならぬ。

3 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならぬ。

4 第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

(民法の準用)

第六十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章 日本商工会議所

(目的)
第六十四条 日本商工会議所は、全

国の商工会議所を総合調査し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第六十五条 日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

- 一 全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
- 二 行政庁等の諮問に応じ、答申すること。
- 三 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。
- 四 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- 五 国内商事取引及び国際商事取引に関して商工会議所の行う事業に関し、連絡又はあつ旋を行うこと。
- 六 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあつ旋を行うこと。
- 七 国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
- 八 商工会議所の行う商工業に関する技術又は技能の普及又は検定に関する指導を行うこと。
- 九 商工会議所の行う商工相談事業に関する指導を行うこと。
- 十 国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。

十一 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。

十二 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。

十三 国際親善に関する事業を行うこと。

十四 前各号に掲げるものの外、日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員)

第六十六条 すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の会員となることができ、

2 日本商工会議所は、定款の定めるところにより、商工会議所に準ずる団体を会員とすることができ、

3 第十七条から第二十二條までの規定は、会員について準用する。

(設立)

第六十七条 日本商工会議所を設立するには、各都道府県内における一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の一箇月前までに、これらを会議の日時、場所及び議題とともに会員たる資格を有する者に示し、会員にならうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3 第十七條第二項から第四項まで、第二十四條第四項から第七項まで、第二十七條から第三十條まで、商法第二百四十四條(議事録)、

第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條、第二百五十三條(決議の取消又は無効)及び第四百二十八條(設立無効の訴)の規定は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工会議所法第二十四條第六項」と読み替へるものとする。

(定款記載事項)
第六十八條 定款には、左の事項を記載しなければならぬ。

- 一 目的
 - 二 事業
 - 三 事務所所在地
 - 四 会員の加入及び脱退に関する事項
 - 五 会員の権利及び義務に関する事項
 - 六 会費に関する事項
 - 七 役員に関する事項
 - 八 議員総会に関する事項
 - 九 議員に関する事項
 - 十 議員総会に関する事項
 - 十一 常議員会に関する事項
 - 十二 事務局に関する事項
 - 十三 経理に関する事項
 - 十四 事業年度
 - 十五 公告の方法
- (役員)
第六十九條 日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。
2 日本商工会議所に、常議員五十人以内を置く。
3 日本商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

- 4 会頭、副会頭及び監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、又は解任する。
- 5 常議員は、議員総会において、議員の代表者のうちから選任し、又は解任する。
- 6 専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任し、又は解任する。
- 7 監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。
- 7 監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
- 4 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止
- 5 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 6 会員の除名
- 7 議員の解任
- 8 その他定款で定める事項

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
- 4 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止
- 5 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 6 会員の除名
- 7 議員の解任
- 8 その他定款で定める事項

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
- 4 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止
- 5 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 6 会員の除名
- 7 議員の解任
- 8 その他定款で定める事項

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
- 4 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止
- 5 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 6 会員の除名
- 7 議員の解任
- 8 その他定款で定める事項

2 事務局に、庶務を処理するため
に必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営について
必要な事項は、定款で定める。
(準用規定)

第八十条

第十三条、第十四条、第
三十七條から第四十條まで、第五
十七條、第五十八條及び第五十九
條第一項の規定は、日本商工會議
所について準用する。この場合に
おいて、第十三條第一項中「その
地区内の商工業者」及び同條第二
項中「その商工會議所の地区内の
商工業者」とあるのは「商工會議
所」と、第三十九條第一項及び第
二項中「通常議員總會」とあるのは
「通常會員總會」と読み替えるもの
とする。

2 不服の申立は、処分のあつたこ
とを知つた日から三十日以内に、
理由を記載した申立書を通商産業
大臣に提出してしなければならない。
但し、処分の日から六十日を
経過したときは、不服の申立をす
ることができない。

3 正当な事由により前項の期間内
に不服の申立をすることができな
かつたことを疎明したときは、前
項の期間経過後でも、不服の申立
をすることができぬ。

第八十二条 通商産業大臣は、不服
の申立が不適法であると認めると

きは、直ちにこれを却下する。
2 前項の規定による却下の決定
は、文書をもつて行い、且つ、理
由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書を申立
人に送付しなければならない。

第八十三条

通商産業大臣は、不服
の申立があつたときは、前條第一
項の規定により却下する場合を除
き、聴聞を行わなければならない。

2 聴聞に際しては、利害関係者に
対して、当該事案について証拠を
提示し、意見を述べる機会を与え
なければならない。

第八十四条 通商産業大臣は、聴聞
の結果を参しやくして、事業の決
定を行う。

2 第八十二条第二項及び第三項の
規定は、前項の決定について準用
する。

(通商産業大臣の権限の委任)

第八十五条 通商産業大臣は、政令
の定めるところにより、この法律
に基く権限の一部を通商産業局長
又は都道府県知事に行わせること
ができる。

(事業者団体法の適用除外)

第八十六条 事業者団体法(昭和二
十三年法律第九十一号)は、この
法律の規定に基いてする商工會議
所等の行為については、適用しな
い。

第五章 罰則

第八十七条 第二十七條第一項又は
附則第九項の規定による申請書又
は添附書類に虚偽の記載をして提
出した者は、三万円以下の罰金に
処する。

第八十八条 左の各号の一に該当す
る者は、一万円以下の罰金に処す
る。

一 第三條第二項の規定に違反し
た者。
二 第五十八條第一項(第八十條
において準用する場合を含む。)の
規定による検査を拒み、妨げ、
又は忌避した者

第八十九条 左の各号に掲げる違反
があつた場合においては、その行
為をした商工會議所等の代表者、
代理人、使用人その他の従業者
は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第三項の規定に違反
したとき。
二 第十二條第一項の規定による
通商産業大臣の許可を受けない
で負担金を賦課したとき。

三 第五十八條第一項(第八十條
において準用する場合を含む。)の
規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をしたとき。

第九十条 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他
の従業者がその法人又は人の業務
に関し第八十七條から前條までの
違反行為をしたときは、その行為
者を罰するの外、その法人又は人
に対して各本條の刑を科する。

第九十一条 左の各号に掲げる違反
があつた場合においては、その商
工會議所等の發起人、役員又は清
算人は、一万円以下の過料に処す
る。

一 第十六條第一項、第三十八條
(第七十二条において準用する
場合を含む。)又は第三十九條
(第七十二条において準用する

場合を含む。)の規定に違反した
とき。

二 第四十六條第二項(第七十三
條第五項において準用する場
合を含む。)又は第六十條第二項
(第七十八條第二項において準
用する場合を含む。)の規定によ
る申請書又は添附書類に虚偽の
記載をして提出したとき。

三 第五十七條(第八十條におい
て準用する場合を含む。)の規定
による届出若しくは報告をせ
ず、又は虚偽の届出若しくは報
告をしたとき。

四 第六十三條及び第七十八條に
おいて準用する民法第七十條第
二項又は同法第八十一條第一項
の規定による破産宣告の請求を
しなかつたとき。

五 第六十三條及び第七十八條に
おいて準用する民法第七十九條
又は同法第八十一條第一項の規
定による公告をせず、又は不正
の公告をしたとき。

六 この法律に定める登記又はこ
の法律において準用する商法の
規定に定める登記をしなかつた
とき。

七 定款、事業報告書、貸借対照
表、収支決算書、財産目録又は
議事録に記載すべき事項を記載
せず、又は不実の記載をしたと
き。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十八年十月
一日から施行する。
(商工會議所法の廃止)
2 商工會議所法(昭和二十五年法

律第二百十五号。以下「旧法」とい
う。)は、廃止する。
(組織変更)

3 この法律施行の際、現に存する
商工會議所現に存する日本商工
會議所を除く。以下「旧商工會議
所」という。は、昭和三十年三月
三十一日までに、その組織を變更
して、この法律による商工會議所
となることができる。

4 旧商工會議所は、その組織を變
更して商工會議所となるには、旧
商工會議所の定款(以下「旧定款」
という。)の定めるところにより、
會員總會を招集しなければならない
い。

5 前項の會員總會においては、定
款の變更、事業計画及び収支予算
の決定その他組織變更に必要な事
項を議決し、役員及び議員を選任
しなければならない。

6 附則第四項の會員總會の議事
は、會員の半数以上が出席して、
その出席者の三分の二以上で決す
る。

7 附則第四項の會員總會における
會員の表決権及び選挙権は、旧定
款の例による。

8 附則第四項の會員總會において
は、その決議により、第三十二條
及び第四十二條並びに附則第五項
の規定により變更された定款の規
定にかかわらず、附則第五項の役
員のうち常議員については旧定款
に規定する理事の定数以内におい
て、附則第五項の議員については
旧定款に規定する議員の定数以内
において、その定数を定めること
ができる。

9 旧商工会議所は、附則第四項の
 会員総会終了後、遅滞なく、申請
 書に通商産業省令で定める書類を
 添附して通商産業大臣に提出し、
 組織変更の認可を申請しなければ
 ならない。

10 この法律施行の際、現に存する
 日本商工会議所(以下「旧日本商工
 会議所」という。)は、昭和三十年三
 月三十一日まで、その組織を変
 更して、この法律による日本商工
 会議所となることができる。

11 附則第四項から附則第七項まで
 及び附則第九項の規定は、旧日本
 商工会議所の組織変更について準
 用する。

12 附則第三項又は附則第十項に規
 定する組織変更は、当該商工會議
 所又は日本商工會議所の主たる事
 務所の所在地において登記するこ
 とによつて、その効力を生ずる。

13 前項の規定による登記に関し必
 要な事項は、政令で定める。

14 第十七条第二項から第四項ま
 で、第二十七條第二項、第二十八
 條、第二十九條、第三十六條第
 一項但書、第四十三條第一項但
 書、商法第二百四十四條(議事録)、
 第二百四十七條から第二百五十條
 まで、第二百五十二條、第二百五
 十三條(決議の取消又は無効)及び
 第四百二十八條(設立無効の訴)の
 規定は、旧商工會議所又は旧日本
 商工會議所の組織変更について準
 用する。この場合において、商法

第二百四十七條第一項中「第三百
 四十三條」とあるのは「商工會議所
 法附則第六項」と読み替へるもの
 とする。

15 商工會議所は、旧日本商工會議
 所の会員となることができる。

16 旧商工會議所は、旧日本商工會
 議所の組織変更の効力が生じたと
 きは、そのときから昭和三十年三
 月三十一日まで、日本商工會議所
 の会員となることができる。

17 旧商工會議所及び旧日本商工會
 議所については、旧法は、昭和三十
 年三月三十一日まで、なおその
 効力を有する。

18 旧法廃止前にした行為に対する
 罰則の適用については、なお従前
 の例による。

19 登録税法(明治二十九年法律第
 二十七号)の一部を次のように改
 正する。

第十九條第七号中「日本育英會」
 を「日本育英會、商工會議所、日本
 商工會議所」に、「日本育英會法」を
 「日本育英會法、商工會議所法」に
 改める。

20 所得税法(昭和二十二年法律第
 二十七号)の一部を次のように改
 正する。

第三條第一項第九号中「日本赤
 十字社」の下に「商工會議所及び
 日本商工會議所」を加える。

21 法人税法(昭和二十二年法律第
 二十八号)の一部を次のように改
 正する。

第五條第一項第一号中「日本赤
 十字社」の下に「商工會議所及び
 日本商工會議所」を加える。
 (地方税法の一部改正)

22 地方税法(昭和二十五年法律第
 二百二十六号)の一部を次のよう
 に改正する。

第三百四十八條第二項第十二号
 の次に次の一号を加える。

一三 商工會議所及び日本商工
 會議所が直接その本来の事業
 の用に供する固定資産
 第七百四十三條第四号から第十
 一号までを一号ずつ繰り下げ、同
 條第三号の次に次の一号を加え
 る。

四 商工會議所及び日本商工會
 議所が行う事業

23 通商産業省設置法(昭和二十七
 年法律第二百七十五号)の一部を
 次のように改正する。

第四條第一項第二十八号の次に
 次の一号を加える。

二十八の二 商工會議所及び日
 本商工會議所につき許可又は
 認可を与え、及びこれを監督
 すること。

第九條第三号の次に次の一号を
 加える。

三の二 商工會議所及び日本商
 工會議所に関すること。

別表

商工會議所	税額	資本金額又は 払込済出資総額
主たる事務所の所在する市 町村の人口が十萬未満の商 工會議所	二万四千円以上	十五万円以上
主たる事務所の所在する市 町村の人口が十萬以上二十 萬未満の商工會議所	三万六千円以上	三十万円以上
主たる事務所の所在する市 町村の人口が二十萬以上三 十萬未満の商工會議所	四万八千円以上	五十万円以上
主たる事務所の所在する市 町村の人口が三十萬以上五 十萬未満の商工會議所	六万円以上	七十万円以上
主たる事務所の所在する市 町村の人口が五十萬以上百 五十萬未満の商工會議所	八万四千円以上	百万円以上
主たる事務所の所在する市 町村の人口が百五十萬以上 の商工會議所	十八万円以上	三百万円以上

○小平(久)委員 商工會議所法案の提
 案理由を御説明申し上げます。そもそ
 もわが国の商工會議所は、明治中期の
 商業會議所条令以来、商業會議所法、
 商工會議所法及び商工經濟會法とそれ
 ぞれ時勢の進運に伴い根拠法規に若干
 の変更はありましたが、この間約六十
 年の長きにわたり經濟の改善発達をは
 かるための地域的總合団体として公法

人的性格を与えられ、また現実にもわ
 が國經濟の發展に寄与するところが少
 くなかつたのであります。しかるに戦
 後は、占領下において民法による社会
 法人として全面的な改編を余儀なくさ
 れ、そのまま今日に及んでいるのであ
 りますが、その間の経験にかんがみま
 すに、単なる民法上の社團法人として
 では、現存する四百有余の商工會議所

がその本来の使命を十分に達成するこ
 とはなほはだしく困難であると考えら
 れるのであります。従ひまして、この
 際一は、商工會議所の地域的總合經濟
 団体としての特性を安全に發揮するた
 め、一は、商工會議所を國際的視野に
 おいて健全化し、その國際的聲望を高
 めるため、商工會議所を特殊法人化
 し、その實質的な強化をはかる必要が
 ありますので、ここにこの法案を提案
 することになつた次第であります。

次にこの法案の概要を御説明申し上
 げます。

第一に、商工會議所の設立認可の要
 件を法定し、その事業を実施するため
 に必要な經濟的基礎、施設及び役員
 を有することを認可の基準とすること
 にしました。

第二に、商工會議所の組織の簡素強
 力化をはかるため、會員總會のかわり
 に公正な手続によつて設置される議員
 總會をもつて最高の意思決定機關とす
 るとともに、輕微な事項については常
 議員會の決議による道を開くこととい
 ました。

第三は、現在の商工會議所の事業
 は、現行法のもとにおいては、事業者
 団体法の關係で、相當に制限されてい
 ますが、それではその機能を十分に果
 して得ないので、商工會議所の地区内
 の商工業者に関する法定台帳の作成等
 をなし得ることとし、その事業の範圍を
 拡大しました。

第四に、商工會議所の公共性にかん
 がみ、その財政的基礎を強化するた
 め、登録税、所得税、法人税、地方税
 の全部または一部について非課税の法
 人とする措置を講じました。なお、商
 工業者法定台帳の作成、管理、運用に

要する経費は、その台帳の被登録者から納付せられた負担金をもつて充て得ることといたしました。

終りに、現存する商工会議所について必要な経過規定を設け、昭和三十年三月三十一日までに組織変更をし、通商産業大臣の認可を受けてこの法律に基く商工会議所となることのできるよういたしました。

これを要するに、この法案は、商工会議所が商工業の振興上果している重要使命にかんがみ、商工会議所を特殊法人とし、その実質的強化をはかるため、現行の商工会議所法を全面的に改正しようとするものでありまして、これにより、必ずや商工会議所は強化され、わが国経済の健全な発達に著しく寄与するものとなることを確信しております。

以上がこの法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○大西委員長 以上をもつて提案理由の説明は終了いたしました。質疑は後ほど大臣が出席されましたから行います。

次に武器等製造法案を議題といたします。質疑の通告がありますから、順次これを許します。

○川上委員 ちよつと議事進行で簡単に発言したのであります。それは水害の問題なのであります。九州の水害に次いで和歌山の大水害がある。これは特別委員会が設けられて審議されておりますけれども、炭鉱の問題、発電所の問題、中小企業の問題、あるいは一般の産業の問題で、非常に大きい問題だと思っております。私も特別

委員会にも出席してその状態をいささか聞いたのでありますけれども、非常に重大な問題が残つておると思つて、通産委員会としても政府の対策本部長あるいは関係の方にここに来てもらつて、水害対策の状況を聞き、なおわれ／＼の合点の行かぬところも質問させてもらつて、この問題をやはり通産委員会で一応取上げるということが責任だと思つて。こういう機会をすみやかに委員長の方でつくりられるようにひとつ提案したいのであります。

○大西委員長 その問題に關しましては、今石炭の小委員会もその点でやつておりますし、後ほど理事の諸君と御相談して、そういうふうにとりかへることを進めて参りたいと思つて、御承願いたします。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 武器等製造法案というのは、私たちの審議の過程において、最も重要なものであり、重大性を帯びておると私は思う。しかるにきょういまだ大臣も見えておらない、次官も来ていないということ、あなたに審議ができると思つるか、委員長から答弁を承りたい。

○大西委員長 大臣は今すぐこちらに來るといふことで、われ／＼了解いたしております。政務次官は今お見えになりましたから、御了承願いたいと思つておられます。

○長谷川(四)委員 かねてMSA等々の問題がありますので、この審議は慎重にしなければならぬから、大臣から懇切丁寧に、しかもわれ／＼にわかりやすい説明をしていただきたいといふことをお願いしてありますので、きょうは大臣がお見えになつてからその問題には触れるとして、次官がお見え

になつておるから、この点についてわかるだけのことを質問してみたいと思つておられます。

前国会からの引継ぎで、大体これらの問題等においては議論は尽くされておると思つて。しかし納得の行かない点はまだあるのではないかと、いふようにも考えておるし、また重工業局長にはまことに申訳ないので、局長として出席率はあなたが一番いいということだけは認めます。いつの会議にもあなただけは必ず来ておる。これだけは認めて、あなたの顔を立てる意味において必ず早目にこれを済まさないければならぬと考えておられます。そういう点から考えておられますので、まず一、二お伺いいたしますが、現在の武器生産が年額七千万ドル程度の巨額に達している模様だが、昨年十月にポツダム政令、兵器、航空機等の生産制限に関する件、これが失効しておる。これらの武器生産は、法的にはどういふ根拠で行われているのか、武器の所持を禁止しているところの銃砲、刀剣類等に対する取締りとの関連において、どのような行政上の処置を今日とつておられるのか、この二点について承りたいのであります。

○古池政府委員 お答え申し上げます。ただいまお尋ねのごとく、ポツダム政令が失効に相なりましたので、本来ならばその失効を見越しまして、これにかかわるべき法的措置を講ずる法案を準備いたして提案をし、御審議を願つて、適当な措置を講ずべきであつたのであります。たゞ、昨年の秋、ちよつとポツダム政令の失効になりました前に国会が解散になりましたので、遂に法律案として上程することができなかつたのであります。

○長谷川(四)委員 何ら基礎がなく、一般に許すとか許さないとかあるいは生産をしていくとかしていかないとかいふ話を聞くのだが、現在やつておるのは、大体もぐりやつておるのか、それとも局として行政上それらの監督を法的基礎がなくとも今日まで続けておるのか、指導している面があつたのか、その点についてお伺いしたいのであります。

○重澤政府委員 ただいま政務次官からお答えを申し上げた通りなのでございまして、発注がありました際に、いろいろ向う側との価格の問題が往々出て参りますので、通産省といたしましては、発注される場合の入札者につきまして、一応通産省において調査いたしまして推薦をした社の中から入札者を決定してもらつたというふうな指導と申しますか、向うとの話合いによつて実施をいたしておる面があります。そういう程度を出ない状況でございまして、よく問題になつております出血価格であるか否かというふうな問題も、相当問題になつておるのであります。実際にそれについてどういふ措置は、現在のごときではないかというふうな状況でございまして。

いふようなことで、今日に立ち至つたのであります。現在のところ法律上は何らの制限的な措置はしておらないといふのが現状でございます。なおそれは生産の面でありまして、所持につきましては、銃砲、刀剣類の取締法によつて取締りを受けることは当然だと思つておられます。

○長谷川(四)委員 何ら基礎がなく、一般に許すとか許さないとかあるいは生産をしていくとかしていかないとかいふ話を聞くのだが、現在やつておるのは、大体もぐりやつておるのか、それとも局として行政上それらの監督を法的基礎がなくとも今日まで続けておるのか、指導している面があつたのか、その点についてお伺いしたいのであります。

○重澤政府委員 ただいま政務次官からお答えを申し上げた通りなのでございまして、発注がありました際に、いろいろ向う側との価格の問題が往々出て参りますので、通産省といたしましては、発注される場合の入札者につきまして、一応通産省において調査いたしまして推薦をした社の中から入札者を決定してもらつたというふうな指導と申しますか、向うとの話合いによつて実施をいたしておる面があります。そういう程度を出ない状況でございまして、よく問題になつております出血価格であるか否かというふうな問題も、相当問題になつておるのであります。実際にそれについてどういふ措置は、現在のごときではないかというふうな状況でございまして。

○長谷川(四)委員 局長も御承知のよう、現在武器生産が、法的なものがないために、完全にフリーでも言おうか、そういうような状態になつておる。それがために業界において思惑による混乱とか、その混乱によるところの不渡り手形の濫発とかいふ事態が当然に起きて来ている。そこで政府は確固たる対策といふものをもつて行かなければならない。こういう点について、今申し上げたような、たとえば不渡り手形の濫発といふような事態に対してはどういふ考え方をしているか。フリーにしておるために、どういふ状態が起きておるのか。特に通産省は、口さへ開けば、業界の混乱防止のために適格者の推薦、JPAに対処するところの推薦制を行つて対処していると言ふ。しかし、これは対処しているかもしれないけれども、これらの推薦された業者のほかに、かつてはJPAが他のアウト・サイダーにどん／＼と値段の競争をさせて、安いもの安いものと仕事をさせておるような傾向が多々見受けられる。こういう点等に対しては、あなたは行政上から見てどういふお考えを持っておるか。さらに次官は不渡り手形等の濫発といふような事態が起つておるといふ点に対しては、どういふお考えをお待ちであるか、その点についてひとつ御答弁をお願い申し上げます。

○古池政府委員 ただいまお尋ねの点でございまして、確かに先ほど申し上げましたように、現在法的に不備の点があるのではありません。従つて、いろいろ受注関係その他につきましても、不備な点が出て参つたといふことはお話し通りでありまして、われ／＼といふ空自時代といふものを一日も早く除く

す。

○重工業政府委員 お答え申し上げます。武器の大体種類によつて工程が異なると思ひますが、たとえば銃弾、砲弾、というふうなものについてこれを見ますならば、弾身をつくりまします部門、これが主体になるわけでありまします。そのほかこれに詰めまします火薬、それから火薬をさらに弾身に容積しまします部門、あるいは信管をつくる部門というふうな、だんだんにわかれるかと思ひます。

○山手委員 そうしますと政府で指定をいたします会社は、弾身から火薬、そのほか全部一貫作業でなく、今のお話によりまして四つ五つくらい段階的な過程にわかれて行くわけでありまして、一貫作業をやつて完成品を自分のところで全部つくる会社はないことになるだらうと思ひますが、ただ一社だけ指定をいたしますと、それに関連する工場、下請企業というものがそれによつてどういふ影響を受けるか。たとへて言へば、一つの会社が指定を受けると、その直接の下請負をしようとするものでやはり許可制になつて行くのか。あるいはまたそういうもの資金の流れというふうなものはどういうように流れて行くのか。その点御説明を願ひます。

○重工業政府委員 大体受注者は主要な部分をつくりましますところが主体になるかと存じます。従ひましてたとへば砲弾の場合を例にとりましますと、砲弾の弾身あるいはそれに容積をいたしまして完成するとうような部門がありまします。火薬をつくり、あるいは信管をつくりまします部門は、付属品と申

しますか部品と申しますか、受注者の実際の対象からは除かれるわけでありまします。そうしますとその主要な部分をつくりまします受注者が自分の計算におきまして、火薬を生産する者と話をし、信管をつくる者と話をいたしまして、そこに一貫した生産体系ができてまします。品物を納入する。こういうことになるわけでありまして、本法の許可という制度がかりにしかれまします場合に、下請の部品メーカーがそれらの許可の対象になることはないわけでありまします。しかし部品等につきましても法案によりまして武器という定義に該当いたします部品メーカーは、それぞれ部品メーカーといへども許可の対象になることはもとよりでございます。

○山手委員 そういたしますと主要な部分をつくるメーカーが指定を受けると、それに関連をしようしてもなうてはならないろく、下請企業なんかが無効にできて行くということですが、指定を受けた一社のものが、特に日本の小銃弾でございますと、三社か五社というものが、しかも七・七ミリとか、そうでないものとかいろいろ區別をして一社、二社というふうな指定を受けて、半ば独占的に仕事をすることになる。下請負関係の業者は無効にあるということになる。勢いその間に力の関係ができて来て、下の方は非常な不利な力が及んで来る、こういうことには私ははしなないかと思ふ。先般の小銃弾の受注に對しまして、東京製子と日平産業との関係を見ましても、あれだけの出血受注を日平がやりましても日平は何ら腹が痛くないといふ計算が出て来るのじやないか。とい

うことはこの部品のメーカーやそのほかも困つてゐるのでありますから、そちらの方に少々不利でも押しつけて行つて、自分の方はできるだけけつつかぶらない、しかも相手方とは強力に競争するために出血受注もあえてするといふ事態が起るのじやないか。指定をされてゐるものが一社か二社、そして下に自由に野放しにされてゐる中小企業者や部品メーカーといふものが無効にあるといふことになる。そうするとお前たちは高過ぎる、それではこつちだといふことで指定をされたものがかつてに部品を叩いて行く。そこに出血受注の採算といふものがとられて行く。こういうふうになるおそれがあると思ふのであります。その点についてはどういうふうにお考えでありますか。

○重工業政府委員 御説もつともなうことと私も思ひますが、受注者がその下請事業に對して圧迫をしまして、みずから出血受注を下請事業に転嫁さすといふ事柄は、通産省といたしましてもできるだけそれを避けるようにしなければならぬといふように考へるわけでありまします。従ひまして受注者が受注をいたします場合に、許可の対象となりまします場合に、そういう面についての配慮も必要かと思ふのであります。が、そういう面の配慮につきましても、やはり許可基準の中にあります経営に関する基準と申しますか、そういうものを生産審議会がよく練つていただきまして、そういう下請工業に對する圧迫によつて他との競争に打勝つて、みずからいたすに受注をするといふ弊を防止するように努めたいと思へております。

○山手委員 もう一点、私はこの点は非常に大切なことであると思ひますが、ただ一、二種の武器について一社か二社を指定して参りまして、しかもその種類のものが相当に大量に発注されるとうような事態が起ると、そこに関連産業、下請企業との間に不自然な状態が起りやすい。そこで私考へますのは、政府が一社か二社許可をする場合には、そういう関連産業と包括的な意味を持たした許可をすることが好ましいことではないだらうか、こういうことを考へております。技術的にはこれは非常にむずかしいかも知れませんが、得るなら好ましいことであると思へてゐるのであります。政府はどういうふうにお考えになりますか。

○古池政府委員 先ほどからお話の点はまことにごもつともなう点で、単に今回の武器製造に限らず、従来からも、またどの部門におきましても、大企業とその下請中小企業との間に起りがちな問題であります。結局これは業者、経営者の良識による道德的な解決といふことが根本でありましようけれども、しかしそんななまやさしいものでもありませんので、ただいま御指摘のように特に今回の武器製造法による許可の場合には、できるだけ御趣旨に沿ひ得るような方法をわれわれとして今後検討いたしまして、はたしてどういふ形がいいかといふことは今後の検討にまづわけでありましますが、十分に御趣旨に沿ひ得るよう努力いたしたいと思へております。

○重工業政府委員 本法の骨子によつておきます第五条の製造の許可並びに注文を受けました場合にこれに對するその販売価格が正当なものであるかどうか、そういうものが適正なものと認められないときは戒告をするといふことが骨子になつてゐるわけですが、それが本法の筋金になつてゐるわけでありまします。それを運営して参るといふことが調整といふことになるかと思ひまします。

○承弁委員 この調整といふことは単に交通整理をやるのだ。要するにどんな製造して行く、それをただ衝突したり何かしないように青、赤といふようなことで整理をするだけで、交通の制限をしたりといふような内容はこの調整といふものの中には入つてない、こういうふうな了解していいかどうか。

○重工業政府委員 第五条の許可の方には經理の基準とか、あるいは技術的な基準とか、あるいは武器の製造能力が著しく過大にならないように、といふような項目をあげておりますので、そういうものに抵触しない意味において許可をするといふことで、許可されるにつきましても、一定の条件、一定の制限があるといふことになつてゐるわけでございます。

警備計画は、いつも政府が申し上げておられますように、ただいまのところ何ら確実なものはありません。しかしながら、おそれない保安隊なり警察なんかございまして、そういう方面にいる物は、おそれない安定したものだと思えます。しかしそれ以上に伸ばすという事は、これは今後の問題でございまして、そういうのは決して安定したものではありませんと考えます。

○永井委員 これが実施されるとともに、企業に許可を与える、許可がないものには生産をさせない、それから契約の内容その他についても相当介入して行こう、こういうものでありまして、単に漠然とこの法案を通して、これを運用して行くというのでは事がありませぬ。この武器製造について、その企業が日本の産業構造の中においてどういう地位を占めるか、そういう構想を持ちながら、本法を運用して行かなければならぬ問題に当面してあると思つておられます。MSAの受諾の問題にいたしまして、ただいまのところ伝えられるところによれば二年くらいでこれは打切りになるようでありませぬ、その金額にしてもそう大きな期待はできない。ことに域外発注がどのくらいになるかということもまだ不明である。こういう点から見ますと、きわめて臨時的な一つの性格を持つておる。それを引継いで、日本の再軍備計画というものにスムーズにこれをつなぎ、発展させて行く、あるいはこれを安定させて行くことであるならば、MSAの関係と国内需要との関係、これをどのようにならざるにしておくのか、日本の再軍備という問題に關し、武器製造の展望をどういふふう

考えておられるのか、この点を詳しく伺いたい。

○岡野國務大臣 今御説の通りに、MSAがいかなる形、またいかなる程度、そしていかに長く続くかという点とはまつた疑問でございませぬ。ただいまのところやつと交渉が始まつたばかりでありまして、われ／＼としてばかり存じておりませぬ。そこでMSAがかりにあつて、御説のように二年くらいは続かぬというふうなことになると思つたならば、これは仮定の問題でございませぬ、そう大きく設備の拡充をいたすわけには参りませぬ。しかし域外の注文が相当長く続いて、ある程度五年、八年もしくは十年くらいというふうな、対外武器輸出というか、そんな注文が安定してあるという見通しは完全につきませぬならば、それに対してわれ／＼はある程度の用意をしてよいと思つておられます。しかし何きまただいまのところはそういうふうな見通しがついておりませぬから、今いかにして、またどのくらいなスケールでどのくらいなウエイトを考えて許可するかという事は、これは即断的に申し上げられませぬ。少くともわれ／＼といたしましては、MSAの問題が結着するころには、MSAがいかにあるべきかという姿がわかり、同時にそれに伴つて域外発注がどのくらいあるかということの見当がつくと思つておられます。そのときに至りましてわれ／＼として適正な判断をして、日本の業者がすぐ参つてしまふやうな、よほど慎重に検討して参らなければならぬと考えておられます。

○永井委員 そういたしますと、この法案が通過して実施に入る時期と、M

SAの受諾を決定する場合との時間のずれがあると思つておられます。それでMSAの受諾が明確にきまり、その域外発注の量もきまるまでは、この法の実施にあつては、たとえば生産基準というふうな基準の中にはMSAは除外してこれを実行する、こういうお考えなのでありますか。

○岡野國務大臣 大体御説のように考えておられます。

○永井委員 そうすると現在はMSAは全然計画の中におかないで生産基準をきめる、MSAの受諾がきまつたときさらにその生産基準を改訂する、こういうふうな事務的行政的取扱である、こういうふうな了承して間違ひございませぬか。

○岡野國務大臣 御説の通りでございませぬ。

○永井委員 そうすると、現在航空機の生産が始まつておると思つておられます。また前回大臣は、東南アジア等からの相当の発注が予定されるというお話でありまして、航空機産業は輸出産業として今後発展させて行きたいという御答弁であつたと思つておられます。したが、本法の実施にあつて、MSAを除外的輸出産業としての武器生産は量的に質的に大体どの程度のことを内容として考えておられるのか、この明示をお願いしたい。

○岡野國務大臣 この法律には航空機は含んでおりませぬ。それから私は、航空機というものはおそろく東南アジア方面から相当に発注が来、またこれと見込んでおられます。またこれをつくることは日本の精密機械工業を

将来日本内地の交通にも必要欠くべからざるものである。またそれが日本の産業のために非常に役立つ交通機関にもちまして、航空機の生産に対しては力を入れるべきだということを考えておられますけれども、ただいままだ発注もございませぬし、また内地でそれを必要とするほどの需要も起つておりませぬ。しかし大方針としてはそういう意味において航空機は考えて行くべきだと思つておられます。しかし、それと今回の武器等製造法案とは直接の関係は持つておりませぬ。

○永井委員 この法案で「武器」とは、左に掲げる物をいふ。ということでは、何を武器として指定するかということ

が、はつきりわかりませぬ。これはほとんど政令にまつことになつておられますが、ここに政府のいろいろなごまかしがあると思つておられます。確かにこの法案の中には、航空機は入つておりませぬ。けれども、少くともP.Aの発注としての、修繕なりあるいはそういった航空機関係のものは現実に大きなウエイトを持つて現在発注されてお

る。あるいは契約を結んでおられる。あるいは受注によつて、たとえば大きな赤字を出そうと、またそれを中心として日本の産業の中に大きな影響を起そうと、航空機は含まないから自由放任にするのだ、航空機は全然あけつ

ばなしにしてやるのだ、こういうお考えなのでありますか。

○岡野國務大臣 御説のように、ただいま航空機の修理はいたしてあります。しかしまた製造業者として東洋航空であつた会社が出てきておられますが、まだその緒についていないやうな感じがいたします。しかし私は、もち

ろん戦闘機とか爆撃機とかいふものをつくるにすれば武器に入りましようが、いわゆる交通機関、すなわち産業のために必要であるところの交通機関としての航空機が将来できますならば、つくつてよいだらうと思つてお

ります。そこで、私どももいたしましては、この法案によつて取締ることはいたしません。航空機は、ちよつと今名前を忘れましたが、何とかいふ法案によつて規制されておられます。ちよつと事務当局から答弁をいたさせませぬ。

○軍需政府委員 航空機につきましては、ただいま大臣から状況の御説明があつた通りであります。法律関係は航空機製造事業法という別個のものになつておられます。武器製造法案とは、そこにおのずから別個の法規になつておることを御説明申し上げておきます。

○永井委員 軍需局長にお尋ねをいたすのでありますが、航空機企業というものが、たとえばこれは旅客機であるから、あるいはこれは武器であるから、あるいはこれはそれ以外の企業全体としてこれを見たときに、武器生産と全然関係がない。まつたく白と黒との相違である。こういうふうなお考えのもとに、航空機というものは、全然武器生産というものと別個なものである、こういう考へに立つて単独法を持つておられるのかどうか。たとえば銃銃とそれから武器としての銃、こういうものの生産技術なり施設なり、そういうものはあえてどこで区切りをつけるのか。そういうふうな航空機の場合、あるいは銃銃あるいは武器としての銃、そういうものをどこで区切りを

らざるものである。またそれが日本の産業のために非常に役立つ交通機関にもちまして、航空機の生産に対しては力を入れるべきだということを考えておられますけれども、ただいままだ発注もございませぬし、また内地でそれを必要とするほどの需要も起つておりませぬ。しかし大方針としてはそういう意味において航空機は考えて行くべきだと思つておられます。しかし、それと今回の武器等製造法案とは直接の関係は持つておりませぬ。

○岡野國務大臣 案を出してあることは承知しておりますが、私実は内容をよく検討いたしております。

○永井委員 それから経団連の会長が直接アメリカに参りまして、アメリカの当局と発注その他についていろいろ打診をし、いろいろ折衝をしたということが新聞に出ておられることは御承知でありますか。

○岡野國務大臣 私も何か経団連の会長がアメリカに行つてそういう交渉をしたというところを新聞で拝見しました。

○永井委員 そうしますと、政府はこの武器製造法によつて、特車は武器ではない、飛行機は武器ではない、舟艇も武器ではない、武器というのは、ここでは銃銃であるとか、弾薬であるとか、そういうものだけが武器だという指定をしてある。しかもこの中に銃銃とか、空銃銃とか、そんなものをまことしやかに列記してごまかそうとしておるのであります。ところがこの生産の業務に当る経団連その他は、日本の防衛計画のうちの一環としてこのこれのものは、これだけの態勢の中において生産しなければならぬというので、アメリカと直接折衝してある。そうすると、この法律を適用する政府の側とこれを受けて立つ産業界とは本質的に違ふ。生産する方は、防衛強化の一環としての武器の生産に当るのだという考え方で立ち上つて来てあり、これに対して政府の方では、これは防衛と全然関係はない、武器とは全然関係がないのだ、飛行機はまったく平和的な交通機関として考えているのだという。ここに非常にちぐはぐな状態が現在現われておるといふことをお認め

になりませんか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。民間業者が対外的にいろいろ商売の話をしてあるということ、われわれがこの法律によつて取締つて行こうというのとは、まったく関係ございませぬ。われわれは、いまは、ただ今まで申し上げましたような精神でこの法案を運用して行きたい、こう考えております。

○永井委員 こちらのほうでは平和的な生産をやろうとしておられるのに、受けて立つ方が武器の生産であるとして、その態勢を整備しようとしておられる。政府はこれらの経団連やその他の経済界に対して、峻厳な態度をもつてその誤りを是正させるという方途を講ずるお考えがございせんか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。政府としてこういう方針でやつて行きたい、こう考えております。その方針に違つた申請をして参りますれば、これは許可しないことにきまつております。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

○永井委員 たとえば鉄砲なら鉄砲について、これを武器に使おうと、あるいは銃のために使おうと、こちらは銃と認める、こちらは武器と認めるといふようなことでございせんか。

○岡野國務大臣 武器とそうでないものとの質的な定義でありまして、これはそれ／＼の考えによりまして、永井さんのようにすべて武器であるといふようなお答えも起るかも知れませんが、本法案における武器といふものは、御承知のように定義としてここに掲げてありまして、従つて私どもは

は腹を割つて、今後政府の発注すべき量はこれ／＼だと打明けておるでありましょう。しかし国会に向つては、これはそうではないのだというようにそれらとばけて、とんでもない答弁をしておるのだらうとわれ／＼は考えます。

○永井委員 武器とそうでないものとの質的な定義でありまして、これはそれ／＼の考えによりまして、永井さんのようにすべて武器であるといふようなお答えも起るかも知れませんが、本法案における武器といふものは、御承知のように定義としてここに掲げてありまして、従つて私どもは

○重瀬政府委員 武器とそうでないものとの質的な定義でありまして、これはそれ／＼の考えによりまして、永井さんのようにすべて武器であるといふようなお答えも起るかも知れませんが、本法案における武器といふものは、御承知のように定義としてここに掲げてありまして、従つて私どもは

のを武器と考えるわけであります。航空機につきましても、先ほども申しましたように、航空機製造事業法というものがありまして、航空機の定義をいたしております。これをつくり出すのは届出ということになつておるわけでございますが、これに搭載をいたしまし武器にもいろいろ／＼あるかと思ひますが、本法案によつて定義づけられておりますものについては、これはやはり航空機に搭載されるものにはいたしましても武器であります。ですから、そういう法案によつて定義されました武器を装備します航空機は、しからば何かということになると、その航空機も、武器製造法と航空機製造事業法の両法に基いて規制を受けるものだというふうになるわけであります。

それは先ほど保安隊の注文された特車、舟艇についてのお尋ねがございまして、特車という言葉の中にはいろいろ／＼あるかと思ひますが、特車の中におきましても、本法案に武器と規定してあります。たとえば戦車といふようなものが特車という概念の中に入るものであれば、本法案の適用があるわけでありまして、先ほどお示しになりました保安隊が注文してあります特車といふものの中には戦車がございませぬので武器ではない。舟艇はむしろ本法案において武器という範疇にいたしておりますので、もとより武器ではないのであります。その舟艇にも機銃を搭載することにございませぬ。その搭載されるものについては武器であります。しかし武器を搭載した舟艇そのものについては本法案でそれをらち外にいたしておるわけでありまして、舟艇、艦艇等につきまし

ては政府における所管が運輸省になつておりました。この法案の基準になつておりますものは兵器等、艦といふものは入つておられません。本法案のらち外になつておるわけでございます。

○永井委員 しつこいようですが、船と船に搭載してある機銃とは別個に扱ふ。戦車とそれに備えつける機銃は武器ではない、こういうふうに分けてお考えになつて、機銃のある特車、武器を搭載してある舟艇、こういうものは一つのものとして考えない、二つのものとしてお考えになるという御趣旨でありませうか。

○重瀬政府委員 もとより物理的には一つのものでございまして、法律体系的規制の上から行きますと、やはり本法案の武器は、本法案に定義された武器という範囲を出ないと思ひます。

○永井委員 大臣にお尋ねをいたしますが、日本の経済自立は、どうしても正常貿易によつてはかたて行かなければならないと考えるのであります。イギリスが旧連邦をプロックといたしまして、その中におけるアウタルキー経済的な性格を持つた自立経済を確立して行こう、そのための輸入制限を相当強力にして行こう、国内の生産のためにかりに五億ポンドの金がいつても一億ポンドの輸入を押えることができたならばそれでよろしい、こういうふうな一つの考え方を持つて、一般産業の編成がえという革命的な、第二次産業革命であるといふような意気込みをもつて今後国の経済再建をはかろうとしておるのであります。日本はイギリスなどに比べますと、困難な経済の事態にあると思つておるのであります。

○重瀬政府委員 もとより物理的には一つのものでございまして、法律体系的規制の上から行きますと、やはり本法案の武器は、本法案に定義された武器という範囲を出ないと思ひます。

○永井委員 大臣にお尋ねをいたしますが、日本の経済自立は、どうしても正常貿易によつてはかたて行かなければならないと考えるのであります。イギリスが旧連邦をプロックといたしまして、その中におけるアウタルキー経済的な性格を持つた自立経済を確立して行こう、そのための輸入制限を相当強力にして行こう、国内の生産のためにかりに五億ポンドの金がいつても一億ポンドの輸入を押えることができたならばそれでよろしい、こういうふうな一つの考え方を持つて、一般産業の編成がえという革命的な、第二次産業革命であるといふような意気込みをもつて今後国の経済再建をはかろうとしておるのであります。日本はイギリスなどに比べますと、困難な経済の事態にあると思つておるのであります。

従つてさらに徹底した産業革命的な性格において、日本の経済自立態勢確立のための出発をしなければならぬ段階が今であるとわれ／＼は考えておられるのでありますが、日本の経済自立における大臣の分析、これに対する対策をひとつ伺いたいのであります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。イギリスが非常に困りまして、自立態勢のためには相当——お説のようなことがあるかどうか知りませんが、しかし産業革命と言われるほどの輸出態勢、国内産業態勢というものを確立しつつある、これは事実でございます。同時に日本といつても、いよいよ独立して一年過ぎになつて来て、正常な貿易によつて日本の経済を自立して行かなければならぬ、こういうような要請に當面しておる次第であります。従つて外国が非常な力を入れて、しかもその外国が力を入れてやつておることが日本の貿易に非常な支障を来すというふうなことが関連して来るものでありますから、われ／＼といつても、ましてこれに對抗し、もしくはより以上の相当なドラスティックな政策をとつて行かなければならぬと考えております。その意味におきまして私どもは今後の自立経済確立のためにどこに重点を置くかと申しますれば、先ほど申し上げました通りに貿易の正常化を期するという意味におきまして、あらゆる面に努力しておる次第でございます。

○永井委員 日本のこういう情勢の中における武器の製造ということ、日本の経済自立にプラスになるとお考えでありますか、マイナスになるとお考えでありますか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私はそれはそのときの経済情勢、国際情勢のいかんにかかつて来ると思ひます。と申しますことは、先ほど申し上げましたように、何もわれ／＼は保安隊をつくらうとか、再軍備を許るとかという意味において武器生産を許可して行くというわけではなくて、日本の産業が繁榮して行くために必要な場合にこれを許して行く。すなわちこれをひとつ端的に申しますれば、もし外国で軍艦がほしくて、日本の造船所がうんとあつておつて、そこでつくつてくれたいいじやないかという場合には、われ／＼は日本の造船能力を利用して、これをつくつて輸出するといふことも必要であると思ひます。そういうふうな意味におきまして、われわれは経済自立のためには、いわゆる平和な正常貿易を進展するためには、相当の努力、また相当の決心をもつて事業の助成をして行かなければならぬと考えております。

○永井委員 私は教室における演習を今ここで大臣とやつていられるのではありません。現在武器製造法という法案を審議してある、これを可決するかしないかという審議過程にある。この法案の審議を、今の国際情勢、国内情勢の基礎に立つてやつておるのであつて、何々すれば、何々すればという観念的な前提に立つて議論をしていられるのではございません。私の質問に対してそういういろいろ／＼な前提条件を仮設して御答弁をなさるといふならば、では国際情勢をどういふふうな把握しておるか、あるいは国内情勢をどういふふうな把握しておられるか、こういうところから問題を出発しませんければ、この法案の審議には入ることはできません。前提条件が違えばいくつにつきましても話の筋は通つて来ないのであります。われ／＼はもうすでに国際情勢なり国内情勢なりの判断は一応予算委員会その他各種の委員会において議論を通過して大体のことは知つてゐる。そういう前提に立つてこの法案を審議してあるのであります。今の段階において武器の製造はマイナスになるかプラスになるかと考えておるか、こういうことを聞いておるのであります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。武器の生産がマイナスになるかプラスになるかという問題は、これはやはり仮説の問題であると思ひます。現にわれ／＼といつたしましては注文を何れも受けておりません。しかしながら昨年の夏以来いわゆる朝鮮特需の兵器の生産の受注が多くなつたものでございすから、そのときに初めてあちらこちらで濫立いたしました、たゞさんの生産業者ができた。そのうちには御承知の通りやみ金融で倒れるようなものもできて来ていられるのであります。そういう時代におきまして、これを自由放任のままに——すなわちポツダム政令によつてそのあつた法律がすつかりなつたつてしまひまして、そしてこれを監督し、もしくは規制して行くところの法律が空白状態になつておることにおきまして、われ／＼はむしろ業者の不幸になるような結果が起きないやうに厳格にこれを規制して行くか、この法案のねらいでございますか、プラスになるかという問題は将来を予見することはできません。

○永井委員 おかしな答弁で、了解がでない。今の段階において望ましいか望ましくないかということを開いていられるのです。

○岡野国務大臣 どうも私、御質問の趣旨がよく受取れない、今の段階において武器の生産をすれば望ましいか望ましくないかとおつしやるのか、こういう法律を出すのが望ましいか望ましくないのか、どつちですか。

○永井委員 この法案を出して武器の製造を正常な段階に持つて行くということが望ましいか望ましくないかという事です。

○岡野国務大臣 正常な状態に持つて行くかどうかということ、すなわちあまり注文がなまそうにも見えるようなものを、今もよつと出て来た注文によつて、濫立しては困るから、十分これを規制して、そういうことのないやうにしたい、こういうのがねらいであります。

○永井委員 大体武器の製造というのは、どこの国でも私企業としてなかなか成立するものではありません。外国の例を見ても、国内における安定した長期の受注を対象としなければ、武器の製造などはコマージュ・ベースに乗るものではありません。ところが国内の需要は考えないのだ。そしてMSAあるいは外国からの発注、そういうものを対象にしてこういうことをやろうとしておる、こういう答弁なんでありまして、そういう不安定なMSAはままだきまつておらない。輸入もあるかないかわからない。そういうものだけを対象にしてこの法案をつくつて、武器の製造をやるのか、企業整備をやるのか、あるいは国内に相当量の発注が予定されるので、それを対象にしてやりになるのか、こういうことでもあります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。それは私は少し観点が違つてゐると思ひます。と申しますのは、この法律によつて武器生産を助成し奨励して行くかというふうな意味におとりになるならばそういう疑問が出て来ますが、そうでなくして、これをもし自由放任しておいたならば、ちよつとした注文があるとする飛び出して来て、いろいろなものをつくるから、これを押えて行くかというのがこの法案の趣旨であります。この法案によつて大いに武器製造を助成して行くのだということ、私は言えないと思ひます。

それからも一つお言葉を返すやうでありますけれども、今までの歴史を見ますと、武器というものは国家的生産でなければいかなぬものだということ、私は、私はちよつと言えないと思ひます。ドイツのアームストロングなどというものは何も国立のものではありませんで、やはり私企業であります。そして世界各国の武器の注文を受けてりつぱに私企業として榮えておる。またチエコスロヴァキアにおきまして、第一次大戦前後でありましたが、りつぱに平和国家としておりながら自分の国のおもなる輸出品というものは武器の製造品であつたのであります。その点は歴史から見ますと、ちよつとお言葉を返したくなるやうな気がいたします。

○永井委員 ドイツの会社の例を引かれて私の説が間違つてゐるということでありまして、これは国内に安定した一つの発注が予定されて、そして外

国からの注文がある場合にはそちらの方をふくらまして行く、こういう弾力性を国内で調整して行く作用があつて初めて輸出産業として成立するのであつて、どういふ機種、どういふ量かどういふ形で来るか、不安定な輸出だけを対象にした武器産業というものは私は聞いたことがないのであります。もし純輸出産業としてそういうふうな私企業として発展して来た実例があるならば私は賞讃でありますから大臣からお教をいただきたいと思つてあります。また武器の製造産業の機構というものが国内の産業に大きな影響を持つ、従つてアメリカあたりでは第一次大戦においてはこれを私企業として相当助成した。従つて第一次世界大戦後においては、武器の製造の量が少なくなつたのであつたやうな恐慌を来した。そこで第二次世界大戦にあたりましては正常なる国内の発注量より大きく上まわる戦争によるところの特別な量は、国営の形においてこれを經營して、そうして戦争が終るとともにその工場は休んで、大きな経済界への打撃を少くする。こういうやうな形で第二次世界大戦においてはアメリカにおいてさえ国営の形において武器製造をやつて参つておるのであります。従つて世界の情勢が、軍備拡張の段階から平和産業拡充の段階へ世界的に移行して来ておる、そういう国際情勢の中において、日本は逆に武器製造の方向へ動いて行くやうな、これが日本の自立経済の上にプラスになるかマイナスになるかといふことを聞いておるのであるが、何かおかしいと大臣はお考えになるのか。また大臣がいかにこれは平和産業のものであつて軍備拡張のもの

ではない、こう申しましたも、そろばんの高い経済人が、これほど不安定な武器産業を何のためにある程度の許可制度をつけて、制限しなければならぬほど盛り上つて来ておるか。これは日本の産業界は何もJPAだけの発注を目標にしておるのではない。MSA受諾による発注だけを目標にしておるのではありません。その後に来るべきものを期待して、今これをやろうとしておる。みなごまかしをやつておるから大臣はそういうやうなことを言うのでありまして、なぜある程度制限しなければならぬほど国内産業が武器の方に盛り上つて来ておるか、この事態に對して大臣はどういふふうにお考えになるか。これをひとつ明確にしていただきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は前提が少し食い違つておると思つて、と申しますことは、ただいま日本は自由競争で自由主義をやつておるのでございませぬ。あるいはイデオロギーが違ふかと思つておるけれども、今は民間の業者は法律で禁止しない、自分の創意くふうを發揮して、商売なり生産をして行くことを許しておるのであります。しかながら武器というものはつくまはせぬ、これは規制して認めなければならぬ。すなわち自由競争で、設立と同時に生産し、もしくは商売して行ける事業經營を政府が認可して行くといふことは、自由競争の趣旨に對しては非常な制限でありませぬ。その制限をするのは何であるかといへば、武器生産といふものが濫立しては困るといふことから来ておるのでございまして、そういういたしますれば、この法律というものは武器製造を自由競争で、自由自在にやつて行くといふことを許した法律じやなくて、むしろ自由を束縛するといふ法律でございませぬから、結局問題はこれによつて武器生産を助長するとか、もしくは武器生産業者を保護するといふやうなことでございませぬから、その点はよく御了承願ひいたします。

○永井委員 私は何も間違つていないと思つて、たとえば輸出入貿易において一つのトラストをやる、国内の經濟基礎を自由の状態において、その面だけトラストをやる。これは資本家を中心にした一つの利潤安定の政策であります。これは許可制度にして、ある程度濫立しては困るからといつて押さへておる、この法案は財閥産業を安定させる、武器製造によつて安定させる財閥産業の法案であります。われわれはこの内容分析を、大臣が再軍備はしないのだと議會でどのように言つたつて、実態は再軍備をやつておる、そういうごまかしがある。この法案は國の武器生産を濫立させては困るから、これをこうするのだといふけれども、そういう名目によつて財閥産業を擁護しようといふ自由党らしい案なんです。吉田内閣らしい案なんです。ですからもしこれが自由經濟を根底にするなら、許可制度なんかやめたらよろしい。事実において武器というものが何も出血受注があるやうと、何であるやうと、そういうものの中に適者生存、優勝劣敗で落ちるものは落ちて行くのであります。そういうものに制限を加えるといふところには私は自由經濟の破綻が来ておるし、財閥産業の危険な工作がこの中に隠されておると思つております。

○重澤政府委員 財閥擁護というやうな大体お話なのでございませぬが、財閥という意味は、とりよつたによつていろいろあるやうかと思つて、武器生産を對象にしておりますものは、必ずかばかりの注文に對して、生産をしようとして殺到して参る。そういう事態を放置いたしませんことは、本委員会においてたびたび御質問のありましたやうに、出血受注といふ情勢を誘致いたしますので、そういう情勢を排除いたしまして、わずかばかりの注文にいたすに生産者、受注者が殺到しないやうにということを目にしておるわけでありませぬ。

○永井委員 JPAの受注が出血が出て、これは産業界は非常に好ましく思つていないのであります。その後に来る日本の政府からの発注を期待しておる。今はその基礎をつくるために、若干の出血があつてもこれはやらなければいけないといふところに問題があるのであります。現在政府が、再軍備をほんとうにしないのだ、憲法違反はやらないのだ、今度の武器の生産はJPAの關係だけだ、MSAだけだ、外国からの発注だけだといふならば、ばかでない限りこんな施設をどん／＼やる人はありません。政府が表面上議會においていろいろ／＼なことを言ひながら、新聞発表や個人談話においては、その次に来るべき大きな期待を産業界に持たせるから、みな武器製造に飛びついて来ておるのである。そういう政治の悪をなくさないで、この許可だけの面を押さへようと思つても押えられぬものではないと思つておる。しかし私

一人質問してもいけませんから、MSAその他の問題については次の機会に譲ることとして、質問を留保して本日のところは私はこの程度で終りたいと思つておる。

○大西委員長 次に始関伊平君。

○始関委員 簡単に二、三の問題についてお尋ねいたします。最初に武器製造法の根本の趣旨についてやや観点をかえてお尋ねをいたしたいと存じます。この法案の説明を伺つておりました、武器の特性を非常に強調されまして、二つのねらいを持たしてある。その一つは、公共の安全という観点から、武器が凶器として利用されないやうな意味の適当な規制方法を加える、もう一つは武器製造事業に對して合理的な調整を加える、こういう二点をねらつておるのでございませぬ。この二点のねらいのうち最初のものについては、これは火薬などの場合に似た取締りでございまして、武器の特殊性といふことから完全に説明ができるのであります。この意味の取締りに對してはおそらく何人も異存がないところであらうと思つておる。しかしながら事業に對して合理的な調整を加えるといふこと、つまり御説明によりまして、企業の濫立の防止でありますとか、あるいは出血受注を防ぐ、過重投資や二重投資の弊をなくする、こういうことは産業政策一般の問題でございまして、武器に限らない問題である。ただいま大臣もおつしやつたようにこれは産業として見ておる、また輸出工業として見ておるのであります。こういう観点から申し上げますと、武器といふものにはただいま申し上げたやうな意味においては産業としての特殊性はない

のであります。たとえば同じ重工業の中にもあります鉄鋼業あるいは一般の機械工業または石油の精製業などにつきましても、まったく同じような問題がある。企業の濫立なりあるいは製造能力という点から言つても、現在ではすでに十分である、多少過剰のきみであるにもかかわらず、新規の投資が行われるような傾向にあることは御承知の通りであると思つております。四日市の燃料廠の問題が一年たつても二年たつても片づきませんのは、一つにはその背景をいたしまして、五社か七社の精製能力が、たゞいまの油の需給関係から申しますと、すでに十分であるといふことが四日市燃料廠の問題の解決が困難である一つの事情になつておると存しております。そういう点から申しますと、まったく類似の産業政策として、これはまづたく共通の問題を打捨てておいて、武器製造事業に対してだけこのような法律をつくるのはおかしじやないかと思つております。戦争中にも武器製造法があり、また工作機械ないしは重要機械といふものに同じような趣旨のいわゆる製造事業法がありましたが、自由党内閣はこれをだん／＼廢止して参つたのであります。たゞいま大臣は産業を推して行くのだとおつしやいしましたが、需要に合せて産業を推して行くのだという観点からいたしますれば、もつと広汎な見地から、重要な基幹産業について同じような立場をとるべきではないか。武器だけをこつちう扱いにするのはどういふ理由によるのであるか。私の考へでは、自由党内閣は産業政策として今までも何もかも自由にする、設備についても規制を加えない。帝國石油株式

会社や日鉄をやめて来た。そういううな行き方と武器製造法に現われた行き方とは産業政策として根本的に背反する傾向にあると思つております。そういう同じような問題が他の重要な基幹産業にあるということをお大臣は認められるかならぬか。なるとすれば、武器についてのみこつちう方法をとるのは一体どういふわけであるか。また将来私が指摘いたしましたように二つの方向があるといつたしますならば、一体大臣はどちらの方向にこれから統一されて行こうとするのか、その三点を御質問いたします。

○岡野國務大臣 答へ申し上げます。これは御承知の通り武器、兵器、航空機に関する製造禁止といふものは被占領下において法令があつたのであります。ところがこれは必要によれば通産大臣が認可して、許可してもよいといふことになつておりました。これがたしか昨年十月二十四日で失効になりまして、同時に昨年の夏あたりから砲弾とか火薬とかいふものの注文が相当出ました。それについて将来の見通しも十分つかないし、また業界が困つておつたといふことも一つの事実であります。その点においていふゆる出血も辞さない、また先がどうなるかと、今すぐ何か仕事があればよい、こつちういふことからは飛びついてわざな受注であるにかかわらず、これに非常な資金なり設備なり、業者が殺到したといふことがありました。その点から、それで業界のためにもならぬといふ意味において一応の規制をすべきものであるといふのがそも／＼この法律を考へ出したゆゑんであります。先ほど申しま

したように特需といふ特別のものがあつて、一つの仕事に対してあまりにも多くの資本と労力が不経済に投ぜられるおそれがあつたものですから、それで政府はある程度の見通しをつけて認可を厳重にして行かなければならぬ、こつちうのが立法の趣旨でありまして、その点ほかの事業と少しかわつておりました。その辺は事情をよく御了察くださることをお願いいたします。

○始開委員 私はこの武器製造法の趣旨がよいとか悪いとかいふことを議論しておるのではないのであります。先ほど申し上げましたように、ほかの日本の産業の根幹になるような重要基幹産業についてたゞいまの情勢では多かれ少かれ、武器と似たような傾向が認められるのではないかといふことについて御所見を伺いたかつたのでございませぬが、どうもポイントが合いません。

今度はこちらつと細点をかえまして、この法律によりまして、武器製造業といふものができまして、ある特定の、つまりこの法律の許可を受けたものだけしか、武器の製造ができなくなるのでございまして、先ほど大臣のお話ではございまして、結局やはりこれは業者の保護になるのであります。その点ほど定できないと思つております。そういういたしますと、これも先ほど私の出した問題と同じ問題でございまして、武器製造業者だけにこつちう特別の保護を加えるといふことは、自由党内閣の産業政策あるいは経済政策の基調から申しまして、おかしい、不つり合ひである、あるいは不均衡であると存じますが、どうでござ

いますか。なおこの法律によつてきしあたり保護を受けるのは、たゞいま工業俱樂部におります、経団連なんかの防衛生産委員会をつくつておる連中と思つて、そのほかにも相当にこの法律の許可を受けるものが、今後出て参るかどうか。あるいは防衛生産委員会を形づくつておるあの連中だけを、独占的な立場において保護することになるのか。この点についてお答えを願ひたいと存じます。

○軍需政府委員 この法案が一定の武器製造業者の保護になるかならないかといふお説、私はやはり細点をかえまして、かりに許可になつたものの立場から見ますと、いたずらな自由競争が出て来ないといふ意味におきまして、お説のように保護になると思つておはしかり武器は、現在の段階においてはほかの産業と違つて、発注者が何と申しましても、現在JPAといふ一人でありまして、鉄鋼なり石油なり、いろいろ基礎物資の重要な産業がございしますが、こつちう産業の生産物の需要者は相当不特定多数であります。事態はきわめて明瞭なのであります。発注者が一人だけありますから、それがいかに発注をして来るかといふことは非常に明確であります。それにもかかわらず、つくりたい方は殺到する。そこに問題が出て来ますので、お説のように産業政策全体から見ますと、同じような問題として問題の発生があるうかと思つて、現在の武器生産の段階におきましては、そこにやはり明確に区分があるのじやないかといふふうに考へるわけでございまして、なお本法案は、現在すでに武器の製造に従事いたしておりますものは、経

過規定において許可せられたものとみなすといふことになつております。これは法案の趣旨とするところは、経済的並びに法律的な秩序を尊重するといふ意味で規定をいたしてあるわけでございますが、今後この法案の対象となり許可せられるものは、何ら特定のものに限局せられることがなく、この法案の規定に基いて保護されるというふうに、私どもは考へるわけでござい

○始開委員 発注者が一人であるといふ点において武器製造法の特長があるのだといふお説でございますが、その点とすれば、その一人の発注者と通産省とが連絡をとつてやればよいじやないかといふような議論にもなるかと思つて、その点はしばらくおきまして、一体この委員会の審議において問題になつておりますように、発注の総量その他不確定な要素が非常に多いのでありますから、この法律が施行になりました際に、具体的にどうやつて運営して行くかといふことが非常に問題だと思つておはす。

○委員長退席 小平委員長代理着席 通産省から配付されたこの参考資料によりまして、たとえば小銃、拳銃といつたものについて、希望の生産能力が出ております。武器の種類別に許可をするといふのでありますから、生産分野を確定する必要があります。種類別の生産見込をはつきりさせなければならぬといふ問題があると思つて、全体としての発注見込が不確定ですから、種類別には一層困難だと思つて、たとえばこつちにある拳銃、小銃といふような二つのものについて見ます

第一類第十一号 通商産業委員会議録第二十一号 昭和二十八年七月二十一日

一九

百を越えたものが商工会議所の中に設置されておるやに聞いております。これは定額の補助金も出ておるようないないだ聞いております。また個々の具体的な業務を離れまして、財政的な一般の問題になりますと、現在商工会議所を新たに設置されます際には、私どもが御相談に応じまして、大体過去の例から見まして、その規模の今度設置されようとする商工会議所でございまして大体この程度のお仕事をしたいと思いたい、それにはこのくらの経費がかかるのじやないだろうか、ついでに発起人の方でどのくらの会費が得られる見込みでありませうか、そういうことで事業内容とその財政的な基礎につきましては、あらかじめもちろん地方庁も經由いたしました、場合によりまして東京の出張事務所の方等の中に入りまして、十分に將來行すべき事業、それに要する経費、こういうものを御相談の上、確信のあるところで申請書も出していただき、またそれを認めて行つて、さしあつたての事業の運営については著しい情勢の変化のない限りまずやつて行ける、こういうふうな見通しをもつて商工会議所の設立申請を出していただく、こういう手順になつております。

○長谷川(四)委員 説明にある通り組織という点、組織をつくつただけでこれが運営に当れるものではないから、組織をつくるには目的がありなればならない。その目的は一般中小企業者だ、いや一般業界から求めるのだ、賦課金で求めて行くのだというのがある、あなたのお考えなのですか。たとえば中小企業相談所の方から云々、そんなものは問題ではない。目的の中にあつたはずがない。あなたの方がこれだけつばな組織をつくつてやつて行くことには、もつと大きな目的がなければならぬ、どうしてこれだけのものが運営できると思うか、少くとも今度の商工中金や国民金融公庫とか、中小企業に対する貸付、こういうふうなものは商工会議所の調査による信用というものを大いに活用するとか、これを制度化して行く、そうしてその面から見てこれを育成して行くのだ。
〔福田委員長代理退席 委員長着席〕
そうならば、これだけのものを与えんとするならば、賦課金を払う人は何とも感じないで喜んで出してくれ。一つの権利も持たないで組織をつくつても、どうやつて運営して行くか、結局これでは小さいものいじめになつて行くのではないか、いやでもおつても商工会議所に入りなさいということになつて、何の願もないではないか、たとえば町でもつて何か商工会議所が主催して売出しをした、そんな程度のものでどうしてこれだけつばなものがやつて行けると思うか、われ／＼が言うのはそんなことではないんだ、少くとも虎の威と申し上げた通り、通商産業大臣といひ名前をもつて許可、認可という点があるならば、どうしてこれだけの組織をつくる上にはそれだけのものを与えて行かないかと思う。こゝに欠陥があるのではないかと思う。こゝんなばかけたことでもつてやつて行けると思うか、あなたの方は今までやつて来ましたが、今までやつて来たというふうなものは、そんな小さなものではないんだ、これを私たちがつくる

という考え方は、全国に商工会議所というものを誕生させて、通産省がその商工会議所を縦横無尽に網を張つたやうに活動させて、そうして通産省が一体のものをつくり上げて行きたいのだ、それではいけないと思ふ。それでこそ初めて通産省というものが今までより以上、下部組織の活動能力を持つことによつて歩いて行けるのではないか、立つて行くのではないか、こういうところの大きな欠陥がある。先ほど言つた通り農林省というものがどうしてあれだけの活動ができるかというの、あなたは申し上げなかつてもおわりの通りだ。全国に細胞的な組織を持つて行けるのだ。それは商工会議所と同じ組織を農民に持たして行くのだ。そういう組織の活動によつてあらゆる面において、今も何で中小企業金庫の法案というものが附帯決議が通らなかつたかというので農民の反対がまた来ている。われ／＼が一旦ここで議決したものであつても、農民の反対が来れば考慮するといつて、今まじにかからんとする法案だつて押えられてくるのではないか、それではこれができ上つたら商工会議所がそれだけの力を持つて行けるか、つくるならばもつと魂を入れて、そうしてどの方面からいつても商工会議所の活動が得られるやうにつくつてやらなければならぬ。指導してやるべきである。それにはもつと権限を与えて、育成という方法の一つの権限を与えただけでも育成の最も大きなものになつて行く。ただ通産省から金を補助してやるか、補助してやるのかという問題ではない。必然的にそういう方向に備つて行くやうにしてやらなければならぬ。そう

なれば通産省に逆に商工会議所が金を出してやる。そういう面に欠陥があり過ぎはしないか、それでもあなたがそういうふうな面についてこれだけのことをよくやるんだというお気持ちがあるならば、ここで私に聞かせてください。それならば私は納得をして賛成いたします。
○中野政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の通り今日提案になりました商工会議所法だけでは、ただいま農民団体につきましてはお話になりましたが、そういう底力のあるような活動はやはりできないと思ひます。要は商工会議所の会員でもあるいはここにいます特定商工業者でありまして、それを構成する商工業者の力、資格、さらにそのためには日本の経済界、産業界が安定した、これはいろいろ内外の面がござりますが、そういう政策よろしきを得、またこれを構成する会員の商工業者がしつかりしておる、こういうことがやはりこの基礎に相なると思ひます。通産省といつたことは申し上げるまでもなくそういうことのために日夜案を練り、努力をいたしておるわけでございまして、今回の提案はそういうことを片一方でやりながら、商工業者が地域的に団体をつくりまして、お互いいろいろ／＼な対策について研究もし合う、また実情も正確につかむ、こういうことでその自主的活動を盛んならしめる、それがまた正しい形で、力強い形で政府にも伝えられる、また政府もときいろいろ／＼な対策を立て、考えを固めるにあつたつて正しい力強い意見を聞くというふうな形に持つて行きたい、かような考えでございます。いろいろ／＼な補助金等につ

いても、特定の事項を委託するというようなことも従来やつておりましたし、今後もやると思つてございまして、私から申し上げますれば、むしろそういうことは二の次でございまして、この法案の運用によりまして、ただいま御質問になりましたような力強い商工会議所をつくつて行きたいということを念願し、努力したい、かやうに考えております。
○長谷川(四)委員 たいへんお間違ひです、あなたはそれこそたいへんな間違ひです。あなたは相互の自主性にまつて、こういう組織を産大臣の名前でつくつてやりませうか、あとは相互の自主性によつてお互いがやるだらう、それでは通産大臣なんか何も権限を持つ必要もないじやないか。何のために通産大臣はこれだけの権限を持つのか。自主性でやれるくらいならつくつてみな自主的にやつて行ける。今の業界というものがどのくらい苦しい立場にあるかということ、あなたは御存じないんです。こういう一つの組織をつくらうとするときに、一つの希望を与えて行かなくて、どうしてその組織が完全に運用できると思ふか。一歩表へ出てごらんない。日本国民のどれだけがその本然の姿になつて自主性を持つてやつていますか。一人々々の人間だつてやつてやしないんです。このばらばらの苦しい中にある中小商工業者を中心として、この組織をつくつてやらうというその親心には、何かなければならぬと思へば、なるほどあることはあるのです。先ほどの提案説明によると、商工会議所を国際的視野において健全化し、その国際的声望を高めることだなんと口では

となえても、どうやって実質を伴わせるかというところが大切なんです。一つの組織をつくるのに一つの希望を与えてやらなくてはならない。中小小工業者を育成する方法はそうたくさんはなくても、これはただあなたがおつしやるように経費を幾分かずつ出して調査をさせるとか、そんなことじき根性ではなくて、もつと商工會議所を通じてこのようになことをさせるのだと言えば、必然的にあなたのおつしやる健全なる育成がここから出て来るのだ。それが一つもないじやないかというんです。一つもないから何か入れなければならぬ。あなたから何か入ればよい。あなたが行こうというんじやだめです。あなただつてこれは育成したいんでしょ。それならここへ何か入れておかなければならぬ。あなたが言うように念仏をと覚えておるようなことで、中小小工業者がみなついて行くと思つたら間違いないんです。あなた方は商人になつたこともなくて、役人ではないつておるから、その気持はわからないんだ。役人と商人の気持は違ふんです。一つの希望がなければ組織の中に入りやしないんです。それだから、いやがもうでも商工會議所の組織の中に飛び込んで、その指導を受けて行くようなものにしなればならぬ。それには何かを入れておかなければだめなんだとばくは言うんです。それが何もなくて、ただ文句を並べて、通産大臣がいるんだぞというだけじやだめだと言うんです。それを入れて行く方法として何かお考えがあるならば言いなさい。あなたの方にお考えがあるならば、私ども幾らでも通産省に出て行つて、大臣とでも相談して、とりまきです。ところが何でもうまく答弁して逃げて行くこという。これではだめなんです。何かあるでしょう。

も相談して、とりまきです。ところが何でもうまく答弁して逃げて行くこという。これではだめなんです。何かあるでしょう。

します。それではこの法案の条文について二、三伺います。第十二条「政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、特定小工業者に対して、所要の負担金を賦課することができ。これをひとつ御説明願います。」

○中野政府委員 答え申し上げます。第十二条は、先ほど提案理由の説明にもございました通り、商工會議所の会員になりたくない人もあります。何らかの事情によつて商工會議所の会員にはならないが、その地域の工業地域団体を構成しております小工業者があるわけでございます。それにつきましては法定台帳という、当該企業者の事業内容、信用内容等を登録いたしました台帳を備えつけてまして、それに基いて各種の商売のあつせんとか紹介に対する回答とかいうようなことを商工會議所の事業の一つとして行つてございまして、そういう台帳の作成及び管理運用につきまして、これはその変更がありました際に書き直すというふうなこともあるのであります。かれこれの費用、物的な面あるいはその作成、運用に人件費等必要でございます。これについて先ほどお話しした中小小工業者にもあまり大きな負担をかけてはいけないので、原則的にはその必要額だけをとるといふのが至当でございます。そういうことで負担金をかけますので、この「政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて」という点は、実質的にそれだけの金額を徴収する必要があるかどうかという点を政府として、許可制度のもとにかような条文を設けた次第でございます。

○長谷川(四)委員 次いで第二十一条「会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において商工會議所を脱退することができ。」とあつて、脱退することには六十日前に言つておかなければならぬ。脱退するのは事業年度内に行つたならば脱退できるのではないか。何月六十日というものを規定する必要はないんじやないか。商人というものは忙しいので、六十日とか七十日という期限はかゝ覚えておられぬ。脱退するのだから、年度内に行つたならば脱退できるやうにしておいたらいじやないかと思ひますが、これはどうでしょう。

○中野政府委員 二十一条の脱退についての御質問であります。これは端的に申し上げると、あしたから自分は脱退するといふようなことでも商工會議所各種の事業にきつつかえを生じましようから、事前に予告しておくことが適當ではないかというので、こういうことにはいたしたのでございませう。それではなぜ六十日、二箇月前までということにしたかということにつきましては、提案者の御意向もございませうが、これは何も二箇月前というのは根拠がある数字でなくて、場合によつては三十日前でもいいんじやないか。いずれにいたしましても、唐突でなく、あらかじめある一定の予告期間を持つておられた方が商工會議所の方としては便利ではないか、こういう点を考えたのであります。

○長谷川(四)委員 ですから、私の言うのは、五十九日前ということだつたならば、その事業年度内には脱退できなく。脱退したいという希望の者があるのならば、五十九日前だからだめだといつて拒む理由はない。六十日という字句は必要ないじやないか、ほかの字句を使つたつていいじやないか、こういうことなんです。

次に移ります。第二十七条、設立の認可「発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添付して通商産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならぬ。」これを御説明願います。

○小平(久)委員 お答え申し上げます。通商産業省令で定める書類というのは、事業計画やらその他の添付書類等を通商産業省令で定めて提出させる予定でございます。

○長谷川(四)委員 第五節の管理、役員、第三十二条「商工會議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。私の言いたいのは、全部の商工會議所がそうだとはいわなければならぬ。党利党略によつてその運営が行われておるところも少なくないと思ふ。たとえば会頭がある党で、それに伴う副会頭も会頭と同じ政党内に選ばれないといふ、そういうような政党的意欲をもつて運営されておるところが少なくない。こういうような点等から考へてみて、商工會議所の役員になるのには、政党を一たび離脱してもらいたい。そうでなければ公平なる運営を欠くであろうと私は思ふ。そういう点について何かお考えがありましたらば伺いたい。

○小平(久)委員 長谷川委員の御指摘のような実例が確かあるかと思ひます。ただ會議所自体としましての建前から申し上げますならば、本法案の第四条にもうたつてあります通り、「特定の政党

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

○長谷川(四)委員 やはりあなたではこれは困ります。大臣が来てから質疑

のために利用してはならない。」「こう
いう原則があります。ところが実際の
人事の問題になりますと、その地方地
方の事情等によりまして、あるいは同
じ政党に属する者が会頭となり、ある
いは副会頭も同じ政党の者から出ると
いうような場合があるかも知れません
が、しかしそれはあくまでも党員と
してではなくして、会員としての資格
を備えて、会員という立場においてな
るのであります。ことに会頭なり副会
頭なりの職につくような人は、本法案
に明らかに規定してある政党のために
会議所を利用するといつたようなこと
はおそらくないであろうことをわれわ
れは期待するのであります。

○長谷川(四)委員 ないであらうどこ
ろでない、現にあるのだから、現実
にそういうものがあるから、新しくつ
つて行く上においては、そういうもの
を規制したらいいじゃないか。あなた
は規制する御意思がございませんか。

○小平(久)委員 法律で政党に属して
はいけないということをかきま
しても、これはややともすれば形式的
に流れがちであります。たとい政党に
属して行わない、もつぱら商工業者
という立場において行えばよいのであ
りまして、法案提出者としては、今こ
れを改めようという考えはございませ
ん。もつぱらこの原則に従つて厳重に
その役職の任務を果すことをわれ々
は期待するものであります。

○長谷川(四)委員 おかしいじゃない
か。マツチしないものがあつたら直し
たつていいじゃないか。もしもこれが
完全無比で、政府が同意してつくつ
ただから絶対一言一句間違いないと

いうことはあり得ないのだから、そう
いうような不平があり、おもしろから
ざるものがあるとすれば、字句なんか
直して挿入したつて、訂正したつてい
いじゃないか。そうしたらなほ一層あ
なたの提案理由と同じようなものがで
き上るんじゃないか。目的を達するた
めなんだから、その行き方をすれば、
一字や二字挿入したり抹消しても――
そういうふうに変に考えなくてもいい
じゃないか。私は自由党だけに多いと
いうことを言つてゐるのではないので
す。自由党ばかりにそういうものがある
と言つたならばあなたの言う意見も成
り立つかも知れないが、自由党であ
るが、社会党であろうが、改進黨であ
るが、中小商工業者などもよくな
るようになつていこうというならば入
れた方がいいじゃないか。そんなりく
つを言わなくてもいいじゃないか。

○小平(久)委員 私もりくつを言うの
ではなくして、実際問題として、その
地方の実情等においてたま／＼、そう
なる場合もあるかも知れませんが、こ
の会議所の役員になるというよう
な人は、本法の精神をよく体してやるもの
と私は信じますから、あえてそういう
ことまでせぬでもよろしからう、こ
ういう考えであります。

○長谷川(四)委員 どうしても納得行
かない。たま／＼、そういうようなこと
に流れるところもあるかも知れないけ
れども、そういうものができるとい
うことを前提にしている。こういう答弁
であつては、われ／＼は説明を聞くこ
とはできない。とにかくそういうこと
は悪弊だ、悪弊がたま／＼でき
ていこうことを予定して、この法
案をそのまま修正しないで行こうとい

う考え方はけしからぬ。もう一度答弁
願います。
○小平(久)委員 私の提案者としての
考えは、ただいま繰返して申し上げた
通りであります。皆さんの御審議を願
つてゐるわけでありまして、御審議
の結果これは修正すべきものだという
御決定があらますれば、それはいかよ
うでもつけようであります。

○長谷川(四)委員 提案者にもう一度
伺います。前段において私が大臣及び
政府に質問を申し上げたように、商工
会議所に私が申し上げたような権限を
与えて、そして活動をさせ、通産省
の一つの外部の機関として持つて行
きたいと私は考えております。それに対
して提案者としてのあなたのお考えは
いかがですか。

○小平(久)委員 先ほど長谷川委員か
ら大臣に対しては御質疑ないし御指
摘のありました点はまことにごもつ
もだと思つております。従来通産省
と会議所との関係というものは、農林
省と農協との関係のような密接なもの
ではございません。それはまた両者に
実は欠陥と申しますが、不備の点があ
つたのではないと思つて、また見
方によりますと、商工業者というもの
が、農業者と違ひまして、御承知の通
り業態等もあるいは規模等も千差万別
でありまして、商工業者の団結と申し
ますが、団体をつくつて、団体として
の活動というものがはなはだやりに
い、そういう点で業者の側には、確
かに今までの意味においては自覚も足
らぬし、また実際の利害その他の点か
ら団結もできなかった、こういう遺憾
の点もあると思つて、それからまた
役所の側においても、なるほど商工会

議所を利用しようとお考えは持つ
ておられるかも知れませんが、実際問
題としてはきわめて微々たる力しか出
さなかつたということも争えない事実
だつたと思つて、そこで今回の法案
におきましては、会議所が従来単なる
民法の社団法人であつたという点から
一応脱却しまして、むしろその公的性
格というものを強く打出そう、こうい
うので、本法案によりまして特殊法人
といたし、またその認可にあたりまし
ても、その経済的能力であるとか、あ
るいは資力であるとか、あるいはその
職員のについても、これを運営するだけ
の能力のある人でなければいかぬと
か、いろいろ商工會議所自体の強化と
いうことも考えております。さらには
また特定商工業者といつた方々の合帳
等もつくりまして、それにまた特定商
工業者ではなくて選挙権も与える。会
員でなくとも選挙権を与える、こうい
うことによつて、会議所が會議所本来
の姿であるその地域の総合経済団体
としての性格を強く打出す。こういう
ことによつて、一言にして申しますれば
會議所が拡充強化され、真に広くその
地域々々の商工業者を代表するに足
る団体になる。従つてこれに相呼応しま
して、役所の方においても長谷川委員
御指摘のように、商工會議所というも
のと密接に、しかもこれをもつと力強
く指導援助するといふ方を当然講ず
べきだといふことを期待してゐるので
あります。先ほど金融公庫との関連等
のお話もございましたが、申し上げる
までもなく、會議所は信用調査とい
うことも一つの事業でもありますので、
この点はあえて役所と言わないでも、
金融機関等と十分連絡をとつて、會議

所の信用調査ならば確かに信用を置く
に足るといふところまで、せむ商工
會議所がやつてほしい、こういうことを
期待いたしてゐるわけでありまして。
○長谷川(四)委員 この商工會議所と
いふものの会員というものは制限がな
いのであつて、すなわち商人は百貨店
から始まつて、毎日のかつぎ屋までが
入つてゐるわけですね。そこで百貨店
というものの関連性はどうか、どうい
うものとの関連性はどうか、どうい
うものとなつておられますか、伺ひたい
します。

○小平(久)委員 お答え申し上げま
す。百貨店にいたしましては一個の事
業者として会員になるわけでありま
す。それはもちろん加入は自由であり
ますが、加入しようとなさるならば会
員とならなければならぬ。

○長谷川(四)委員 今東京の商工會議
所に東京にあるデパートは全部加盟し
ておられるか、お伺ひいたします。

○小平(久)委員 大体加入をいたして
おります。
○長谷川(四)委員 非常に広範囲にお
たつての商工會議所の会員でございま
すので、指導という面が非常にむずか
しいと思つて、日本の百貨店がカルテ
ルの存在であり、トラスティックの存在を
持つてゐる。その百貨店と一般にわれ
われが称する中小商工業者の指導とい
う面は非常に大きな相違があると思
う。そういうような点について商工會
議所が一律一体な指導方針ではおそ
らくやつておられないと思つて、そ
ういふ点について区別をもつて指導方
針としておられるか、お伺ひいたし
ます。

○長谷川(四)委員 會議所は御承知の
通り地域的な総合的な経済団体であ

る。その中で、先ほど長谷川委員か
ら大臣に対しては御質疑ないし御指
摘のありました点はまことにごもつ
もだと思つております。従来通産省
と会議所との関係というものは、農林
省と農協との関係のような密接なもの
ではございません。それはまた両者に
実は欠陥と申しますが、不備の点があ
つたのではないと思つて、また見
方によりますと、商工業者というもの
が、農業者と違ひまして、御承知の通
り業態等もあるいは規模等も千差万別
でありまして、商工業者の団結と申し
ますが、団体をつくつて、団体として
の活動というものがはなはだやりに
い、そういう点で業者の側には、確
かに今までの意味においては自覚も足
らぬし、また実際の利害その他の点か
ら団結もできなかった、こういう遺憾
の点もあると思つて、それからまた
役所の側においても、なるほど商工会

りますので、指導といつても確かにお説の通りむずかしいのであります。そこでそれ／＼の立場の事情を詳しく把握し、またこれが指導にも万全を期するために、長谷川委員も御承知と思いますが、それ／＼部会を持ちまして、従来も活躍をやっておりますし、今後もやるつもりでございます。今回の役員等につきましても部会を単位にして役員を選出するというような道も開けておるわけであります。

○長谷川(四)委員 商工会議所のお方に伺います。たとえば一つの注文があった場合、そういう場合に会員は大勢ある、同業者もたくさんある。メーカーもその中にたくさんあるはずでございます。そういう場合に、一つの注文をどういうふうに分配するかということは非常にむずかしい問題だと思つて、どうしてもそれが大企業に偏しやすいつと私は断せなければならぬ。今後国際的地位を高めて行くのに従つて、外国からの注文等々が商工会議所を通じてたくさんある場合に、どういうようなそれらに対する処置を行つて行きたいという考え方を持つておるか、商工会議所の実際の運営をやつておる方にお伺いいたします。

○大西委員長 ちよつと長谷川君にお諮りしますが、議事規則で、参考人として呼んでおきまして、新しく参考人として来ていただきました、詳細にわたつて御質問申し上げることにいたします。私の質問はこれで打ち切ります。

○大西委員長 本案に関し他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ齋木委員より発言を求められておりますのでこの際これを許します。齋木重一君。

○齋木委員 先般私が本委員会において質問いたしました、その答弁にありまして通産当局は敦賀の不二越鉄鋼の工場に被害問題について、その後報告等を受けておられますが、どういふぐあひの実情になつておるか、被害の程度そのものを御報告願いたいと思つておられます。

○川上政府委員 不二越鉄鋼の敦賀の硫酸工場におきまして煙害を起しまして、いろ／＼各方面に対して御迷惑をかけておられます。私も硫酸鉄鋼の完全利用をどうも推進して行かなければならぬというように考へて、不二越鉄鋼のこの工場に對して、いろ／＼援助あるいは指導いたしております立場からいまして、まことに申訳ないと思つておられます。被害に對しては、現在いろ／＼調査をいたしております。まだ正確な被害報告が参つておりません。それから被害の予防なりあるいは技術的な問題につきましまして、いろ／＼欠陥があるかどうかという問題につきましまして、現在私どもの方のエキスパートの技官が向うに派遣されておられて、詳細指導をいたしております。そのものの報告がきよく届いたのですが、その報告によりまして、現在まで数回にわたつて、いろ／＼問題を起しましたが、この七月十九日の試験の結果は、ほとんどその問題が技術的に解決されまして、問題なく行われた、その後ちよつと操業は正常に行われておると

いう報告を受けております。この問題につきましましては、近いうち同技官が歸つて来ると思つたので、詳細開きたいと思つております。それによりまして、今後のいろ／＼な措置は講じて行きたいと思つておられます。

なお硫酸鉄鋼の問題につきましまして、ちよつと申し上げておきますが、硫酸鉄鋼と申しますのは、今国内に五千万トン、六千万トンといわれておられますが、おそろく調査の結果によりましては、敦徳トン存在しては、この硫酸鉄鋼が現在までに鉱物資源として何ら利用をされておられません。この硫酸鉄鋼の中には硫酸の原料であります硫酸、それからもつと大事なこと、相当量の鉄分を含んでおられます。そういう鉱石が今日までほとんど利用されていないわけでありまして、それからこれと同じような種類のもの、硫酸鉄鋼といふのがあります。これは硫酸をとりますと、この硫酸鉄鋼に對しては、硫酸分は完全に利用されておられます。硫酸分につきましましては、硫酸をとりますけれども、このかすにつましましては、相当の鉄分を含んでおりながら、これがほとんど利用されておられないというやうな状況になつておられます。従いまして、日本みないなきわめて貧弱な資源の国におきましては、硫酸鉄鋼なりあるいは硫酸鉄鋼なりを完全に利用いたしまして、その中から硫酸分をとり硫酸をつくるか、あるいは鉄分をとつてこれを鉄鋼石と同様に使うとか、あるいはニッケル、コバルト、金、銀、銅

れを完全にとりまして、これを利用するといふことは、おそろく私どもとして、これは日本の地下資源を利用するといふことにおきまして、画期的な問題ではないかといふふうにお考へておられます。先ほど申し上げました不二越鉄鋼の硫酸鉄鋼の完全利用の問題につきましましては、相当強く指導、援助を私どもの方としましてはしておるわけでありまして、また硫酸鉄鋼の完全利用の問題につきましまして、現在同和鉄業におきまして、アメリカのフリユオ・ソリッド法という方法によりまして、先ほど申し上げました、単に硫酸分だけではない、ほかの鉄分なりいろ／＼なものを完全に利用する問題につきましまして、いろ／＼現在試験をいたしております。不二越鉄鋼の方は、ドイツから技術を入れました、硫酸鉄鋼を完全に利用するといふやり方、それから同和鉄業の方は、硫酸鉄鋼をフリユオ・ソリッド法によりまして、完全に利用するといふやり方によりまして、いずれも劣らない画期的な問題ではないかといふふうにお考へておられますが、この不二越鉄鋼の敦賀の工場は、さしあたり硫酸をつくるという工場でありまして、五月十六日火入れ式を行つて、それからやり始めたのですが、いまだ完全利用をするところの湿式製錬とかいふやうな工場につきましましては、まだ完全にでき上つておりません。これは今後の問題であります。ところがこの硫酸工場につきましまして、先ほど申し上げましたやうな問題が起きましたのですが、六月二十九日、七月の九日その他数回にわたつて、この焙焼炉の方と硫酸製造装置との間の技術的なコネクシ

ョンがうまく行つていなかつたといふところに原因があるやうでありまして、これを私どもの方の技官が行きまして、いろ／＼指導しました結果は、先ほど申し上げましたやうに、七月十九日の試験におきましては、大体完全に行われた。従いまして被害起らないやうな状態になつたという報告が来ております。なおこれは帰つて来てからいろ／＼聞いて見なければわからない点がありますけれども、おそろく今後におきましては、こういうやうな事態は生じないやうになるのじやないかと私どもの方では考へておられますが、そういうことがないやうに、なお詳細調査の上善処いたしたいと思つておられます。なお今までのその煙害につきましましては、煙害の程度がなお十分わかつておりませんが、それを詳細調べました上で、十分善処いたしたいと思つておられます。

○齋木委員 私は今局長の御説明になつたやうな製造工程の教授を受けておるのじやありません。そんなものをわれわれは根本としてやつておる者者ではありますから、まずこの煙害に對する対策、また監督、そういうことなものをいかにするかといふことをお伺い申しておるのであります。私は十七日の午前九時半にこの工場に行つて見たのであります。見ると聞くとは、五月十六日並びに二十六日に火入れをやりまして、ガス漏れがあつたので、市を通じてわずかに九万八千円の涙金を農村の方々に出した。現場を見ますと、一キロ半四方も、あのやなぎのやうな木でさえも、芽を出した葉がみな落ちておる。海岸の風が吹くた

のあの農村の方々が被害を受けておる。それで先般の説明によりますと、市と会社との対策委員会を立てて、これを検討善処するという事になつてゐるという事を説明された報告を受けたのです。委員会を通じてじやありませんから、あなたはおいでにならなかつたが、こういう問題について、市は、工場を誘致した建前から会社へきつては言われなかつた、こういう。それで委員会は、ほんとうは会社に対策委員会をこしらへたつて、農業協同組合の組合長さん初め寄せても、市の方は少しも寄らない。地方事務所の所長さんが対策委員会の委員長になつて、これに対する対策を立てるといふことになつてやつてゐるのだけれども、少しもやつてゐない。それがために農村においては非常な被害をこうむり、蔬菜からたんばに至るまでのあの被害というものは莫大なものである。私は見て来た。私はしろうとですが、あなたの今御教授を賜つたので、製造工程がちよつぱりともわかつたよなものだが、あの排水溝に対処するところの、あの工場から出て来るところの濾過装置ですな。たんばを掘り返して、ここにためて、三つか四つの段階をつくつて、濾過装置をつくつてやれば出ない、だからこれをやるのだという。あの現場を見ますと、あんなものをやつたら、一箇月以上半年もしたら、土の中に浸透して、二町も三町も奥のところへ出て来て噴出するので、これはわかつてゐる。あの濾過装置一つも設備いたさせないようなことは、当局としては大問題ではないかと私は思うが、あれをさせられるところの御自信と監督をなされるお考えがあ

るかどうか。
○川上政府委員 被害の程度につきましては、今仰せの通りでありますか、あるいは最近水害がありましたので、水害の被害というものも相当まじつておりました、どの程度がほんとうに煙害の被害であるかどうかという点につきましては、まだいろいろ検討しなければならぬ点があるように私は報告を受けておりますが、いずれにいたしましても、この被害の程度につきましては、近いうちに詳細報告があらまので、それによりまして措置を講じたいと考えております。
それから先ほどお話がありましたダムの問題につきましては、私の方としては、この点も十分調査の上、今後におきましてそれによる被害が生じないような措置を十分検討するということ、今派遣してある者に命じておりますので、その報告によりまして、私どもの方としましては必ず被害がないように指導したいと考えております。なお対策委員会におきましては、今ちよつとも動いていない、というお話がありましたが、実際のところ技術的な問題がありますが、まだ結論を出し得ないような状況にあるのではないかと思いますが、これも近いうちにはつきりすると思ひますので、その上で私どもの方としましては善処したいと考えています。

ずして、夜のうちに火を入れるというよりなことを会社は平気でやつてゐる。御承知の通りあの地続きには教員機関庫等がありますが、駅の石でさえも色がかわつてゐる。それであの附近に鉄道官舎が四百何十戸かあります。私は科学的なことは知りませんが、あの煙は、それを吸つて麻痺させられると、妊娠不能になるといふサンガー夫人の手先をやるのであります。今こゝういうデマが飛んでゐるのです。その煙を吸取して自然に麻痺させられるとこゝういふ問題が起るといふ、官舎にゐる婦人たちは大恐慌を起してゐる。それからその小学校の校舎の生徒が非常な影響を受けてゐる。これらに対しても会社は平氣の平左であります。口では言うけれどもその設備をやるやういふ熱意がない。それで市役所にお前らが工場誘致といふことを言うてここに誘致したのだから、あまり小言を言うやうな横柄な態度で会社当局はやつてゐる。工場誘致といふことはどこでも土地の発展策としていたしましけれども、片一方にそういう大損害をこうむらしてやつたのでは、国家的見地から見ても、どちらがいいやら悪いやらわからぬ。こゝういふ工場誘致ではあまり意味をなさなかつたと思ひます。附近農村の被害といふものは、雨が降つて冠水したところと、あの煙害による被害との区別は、私どもも百姓屋でありますからよくわかつておられます。水の被害であらういふやうになつたのか、煙害であつたのか、十七日に行つて見て来ました。工場から山までは約五町ありますが、煙が吹きつける一キロ半の間がけはない。蔬菜でも、きうりとか、なすとかいふもの

は、山までの間には一本もなつていない。そして濾化装置としては、温田のかたわらみたいたところをちよつと起して四角に耕してあつて、そこが少しまつ赤になつてゐる程度です。あの調子で行つたらこれが浸透しますよ。鉄筋のコンクリートでもやつて、石炭を入れて中和させるとか、三箇所も四箇所も段階的にやるというならいいけれども、これでいいのだからといふやうなうさんなことで、あれを防止することは絶対にできません。停車場も被害をこうむつてゐる。風は一方だけではありません、自由に吹きますから、たいへんなことになつてしまつて、これらに対して調査研究で日暮してゐたら、片一方では死んでしまふことでは手ぬるいと思ひつてあります。局長は十九日に試験したと言いますが、私は先に行つて調査してゐる。そんなうまいことを言うけれども、決して十九日に調査してはいけません。会社の常務取締役がそれを願ひ出ているのだから、そんなに早く通産省の技官が行つたりしませんよ。実際どなたがおいでになつて、どんな調査をやつてゐるかひとつお聞きする。

○川上政府委員 先般この委員会におきましてそういうお話がありましたことを、輕工業局の方から私の方に連絡がありましたので、早急に派遣いたしました。そして先ほど申し上げましたやうな調査をいたしておるわけでありまして、すでに十八日のその試験には立会つております。それから十九日の試験にも立会つております。それからなにお現在残つておりました。それからなと、私の方では、損害の賠償なり、あるいは損害に対する措置につきましては、私どもの方としましては、不二越銀業として十分やらせるつもりであります。それは責任をもつてやります。それからなお損害がほんとうにどの程度あつたか、しかもそれが煙害

によつてあつたかという問題につきましては、これは詳細に調べたいと考へております。それから今後の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、技術的には大丈夫成功した、今後におきましてはそういうふうなことがないだろうというふうに、私は一応報告を受けております。

○鹽木委員 まことにお説であります。その濾過装置の問題も徹底的にやつていただかなければならぬのでありまして、たんばを掘りかえて土手を少しつくつたぐらいのことでは絶対に行かないのだから、コンクリートだとか何とかいういろ／＼の方法も私もはあるだろうと思ひます。そういう規定にのつと十分なる施設をこしらへるか、それをするまでは火入れをしてはいけない、完全な装置をするまでは火入れをしてはいけないという御命令を出していただきたいと思います。

○川上政府委員 濾過装置の問題につきましては、私が今まで聞いておりましたところでは、現在やつておる装置でその被害はないというふうに聞いております。しかしこの問題につきましては、詳細調べまして、もし欠陥があるならば、十分その指導をして、その欠陥を改めるようにして参りたいということをお言つてあります。それをコンクリート建にして、完全無欠のものに——完全無欠と申しますと、麥です。第三者側の普通の人から見まして、これならというふうなところまでやつた上で火を入れて操業させるというふうな点につきましては、もつと調査の上でないと何とも言えないと思ひます。

○鹽木委員 そういうふうなことは私は納得が行かないわけで、徹底的に対策委員会において、完全装置なり防衛装置をするまではしませんという約束を守るようにやつていただきたいと思います。

○川上政府委員 対策委員会におきまして、濾過装置の問題について完全にやつた上で火入れをすべきだということとは、私はそういう報告は実は受けておりません。

○鹽木委員 それは会社側と市側と農協の役員等の間において申合せの問題で、会社はそれをやると言つたのですから、対策委員会でもやると言つたのですから、対策委員会でもやると言つたのですから、申合せがあるのですから、そういうことを実行させるようにやつていただきたいと思います。

○川上政府委員 今の問題につきましては、会社の方からそれができ上らなければ、火入れといひますか、操業は始めてはいけないという決議があつたというふうに私はまだ聞いておりませんので、ここで何とも申し上げかねます。しかしいづれにしても、われわれとしましては、この問題につきましては、大いに善処するつもりでありますので、御了承願ひたいと思ひます。

なお先ほど申し上げましたように、磁鉄の完全利用ということにつきましては、画期的な問題であるということをおひと御了解願ひたいと思つております。

○鹽木委員 私は現場を見て実にひどいと思つたのは、害があるかないかは存じませんが、セメントの工場をやつていような煙が出るのです。あの装置なんか実に破れとたんなどを上

にあててあるだけで、風が吹くたびにそれが駅のプラット・ホームに吹つかつて来る。その灰がひどいものなんです。セメントの灰なんというのはいけなくはないと思つておる。それをあつばなしてやつておる。あんなことは、そばが厭ですから一方では非常に関心を持つておられるが、敦賀セメントの山の中であつておればわからぬですが、あのそばであつておるのだから、あんなことは不完全な設備だと思つておられます。實際見て来た人は、どうもあの社長初めワン・マンでいかなうです。工場長や常務のところに來ると怒りつけるようなことをしておつて、設備の方には金をかけないということをお聞かして。だからそういう面に対しては、当局は十分なる監督と補償の程度といふことに対しては責任をもつて御指示と指導をしていただかなければならぬと思ひます。工場そのものに對して云々言うのではありません。被害がないようにしてやらなければならぬので、そういう点に対しては確固たるはらをかきめてやつてもらわなければならぬ。食いついてやりませう。きようは時間がないから遠慮しておきますけれども、私は徹底的にやりませうから、どうぞその御覚悟でこれから善処していただきたいと思います。結果を見まして、私ども電話をかければすぐわかるのですから、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○川上政府委員 その煙の問題であります。おそれるそれは水蒸気ではないかと思つたのですが、煙であつても水蒸気でありましたら決して害はないと思つたのですが、これも数回ガスを抽出してある程度の被害がありますので、それによつてそういう水蒸気の煙まで非常に悪いガスを含んでおるといふようにとりまして皆さん非常に御心配されておるのではないかとはいふにも考えますが、これは實際報告を受けてみなければつきりわかりませんけれども、いづれにしても私の方としましてはそういう被害が少いように善処はいたしますので、その点十分御了承願ひたいと思ひます。

○大西委員長 本日はこの程度にし、次会は明日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時八分散会

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局